

都市問題パンフレット

NO 2

東京市政調査會

東京市政調査會
研究員

鈴木 木武雄

昭和三年
年度

東京市豫算案を評す

財団法人東京
市政調査會圖書

目次

(上) 普通會計歳入豫算

一 「財政市長」の新豫算案	一
二 昭和三年度普通會計歳入豫算	八
三 税 收 入	一〇
四 市 債	一七
五 其他 收 入	二六
六 結 語	三三

(下) 普通會計歳出豫算並に特別會計豫算

一 普通會計歳出豫算	三四
二 昭和三年度歳出豫算に於ける主なる變動	三六
三 昭和三年度特別會計歳入歳出豫算	四九
A 電氣軌道事業費經濟	四九
B 電氣供給事業費經濟	五五

C	乗合自動車事業費經濟	六
D	水道事業費經濟	六
E	其他特別會計	三
四	括 說	四

08316

昭和三年度 東京市豫算案を評す

鈴木 武雄

(上) 普通會計歳入豫算

一 「財政市長」の新豫算案

昨年末東京市政の上に演ぜられた所謂「市長問題」以來、東京市民は、現市會に依る東京市長の「公選」に對して最早熱意を失つたものゝ如くであるが、それは兎に角、後任市長として市會各派から七十五票（投票總數八十五票中）の絶對多數の投票に依つて就任した市來新市長、その人に對しては、市民は一種の期待をかけざるを得なかつたのである。その期待云ふは、今やヨリ以上の市民負擔強要の危機に當面せる東京市財政の徹底的建直しであるが、それは、前大藏大臣たり、前日本銀行總裁たりし市來新市長——この謂はど「財政市長」の財政的手腕に對してかけられたのである。そして、二月二十九日、この財政市長に依つて始めて編成せられた昭和三年度東京

市豫算案が市會に提出せられた。

市長は、當日の市會に於て、豫算を説明して言ふ。

私は就任して日も淺く十分な調査を遂げる事が出来なかつたので、従つて暫定的の豫算を編成する外なかつた。現下の本市の財政は極めて窮迫せる状態にあるので、震災後數年間歳入の缺陷が引續き、今尚決濟せられざる巨額の歳入缺陷を持越して居る。財界不況の影響もあり、昭和元年度の市税の決算に依ればその實收は千八百五十六萬圓餘で、豫算より九十八萬圓の減收である。更に將來に於ける本市の財政は益々多事多難である。昭和三年度豫算は財源の許す範圍内に於て、努めて緊縮節約を圖り、その總額は歳入歳出各九千四百五十一萬九千圓である。これを二年度歳入總豫算額一億二千八百八十二萬五千圓に比較すれば、二千七百三十萬六千圓を減少し、歳出に於ては二千六百二萬三千圓を減少して居る。

即ち、東京市昭和三年度普通會計豫算は、前年度と比較して歳入歳出それぞれ約二千六、七百萬圓を減じた所謂「緊縮豫算」であることが知れる。

尤も、「緊縮」云ふことは、それ自身絶對的な概念ではなく、財源との關係に於て飽く迄相對的な意味を有つものに過ぎないけれども、大體從來の財政制度を踏襲して、今日、東京市財政の局に當る者は、何人とも雖もおそらくは、「緊縮豫算」編成の避く可からざることを否定する者はあるまい。これは、特に新市長の財政的識見を俟つ迄もなく、既に餘りにも明白な約束である。

東京市普通會計昭和三年度豫算並にその前年度比較の正確な數字は次の如くである。

區分	昭和三年度豫算額	前年度豫算額	比較増減
歳入	一、九、九四、〇〇〇 円	一〇、六八一、〇八一 円	八、六七、〇八一 円
歳收	一、八、九八、八八三	四、一、九八、八八七	六、三〇一、〇五五
公債及借入金	二、三八、五〇〇	一、八四、五五五	一、六六、〇五五
前年度繰越金	三、八、二九八、二四三	三、八、二九八、二四三	一、八、四一、七六三
其他の收入	九四、五九、五五五	二、二、八五、五〇八	二、七、二〇五、九五五
合計	二、八、三二、二四五	二、八、三二、二二〇	四九、二三五
歳出	三、五、八八、三二〇	三、五、八八、三二〇	二、六、四一、九三三
經常部	三、五、八八、三二〇	三、五、八八、三二〇	二、六、四一、九三三
臨時部	四、五九、五五五	二、〇、五四、四四三	二、六、〇三、七六八
合計	四、五九、五五五	二、〇、五四、四四三	二、六、〇三、七六八

この「緊縮豫算」に就て先づ注意すべきことは、歳入歳出それぞれ二千六百萬乃至二千七百萬圓を減じ得たりとなすところのその比較の基準たる前年度豫算なるものは、實は追加更正を含みたる昨年十一月一日現在額だ、ミ云ふことである。それは、昭和二年度當初豫算を指して居るのではない。昨年の矢張り今頃、市會に提出せられた昭和二年度當初豫算案は、歳入歳出各九千八百六十五萬四千五百圓で、これを今回の昭和三年度當初豫算案と比較する時は、節約減額は左の如き少額なる。

區 分	昭和三年度豫算額	前年度當初豫算額	比 較 増	比 較 減
歳 入	一九、七九四、〇〇〇 _円	二〇、六八一、〇八一 _円	—	八八七、〇八一 _円
税 收	三六、〇九八、八一二	三五、七九五、八六七	三〇二、九四五	
公債及借入金	二二八、五〇〇	〇	二二八、五〇〇	
前年度繰越金	三八、三九八、二四三	四二、一七三、五〇二	—	三、七七五、二五九
其他の收入	九四、五一九、五五五	九八、六五〇、四五〇	—	四、一三〇、八九五
合 計	二八、六三一、二四五	二七、九四七、〇七八	六八四、一六七	
歳 出	六五、八八八、三一〇	七〇、七〇三、三七二	—	四、八一五、〇六二
經常部	九四、五一九、五五五	九八、六五〇、四五〇	—	四、一三〇、八九五
臨時部				
合 計				

即ち、同じ昨年度豫算に對する比較云つても、追加、更正を含みたる昨年十一月一日現在のそれ、當初豫算では、非常な相違であることを知らなければならぬ。即ち、前者と比較したる昭和三年度豫算の緊縮額は、約二千六、七百萬圓であるが、後者のそれは僅かに約四百十三萬餘圓に過ぎないのである。此點は、昭和三年度緊縮豫算を分析するに當つて先づ注意しなければならぬ點であるを考へられる。そして、この二千萬圓以上の緊縮額の「開き」は、抑々何を意味して居るのであらうか。昨年度の最も生新な経験がこれを最もよく物語つて居る。

昭和二年度豫算編成の當初、前理事者は、普通會計歳入歳出各九千八百六十五萬圓に計上し、前年度（大正十五年十一月一日現在）豫算額に比し約三千七百萬圓の緊縮節約をなし得たに稱したのであるが、それより六箇月を隔したる十一月一日現在の豫算額は、前述した如く、歳入一億二千一百八十二萬五千圓、歳出一億二千五百二十四萬二千圓であつて、その前年度（大正十五年十一月一日現在）豫算額に對する緊縮節約額は、歳入歳出夫々約一千四、五百萬圓、即ちさきの約半額以下に減少したのである。この事は、當初豫算の緊縮額のみを見て、當該年度全豫算がそれだけ緊縮節約せられたと結論することの速断であることを物語るものである。當初豫算は其年度進行中概して追加膨脹して行くのを常とし、就中繼續事業の進行遲延結果は多額の前年度豫算を繰越して來るのであつて、これを加算するときは更に非常に大なるものとなるのである。このようにして、當初豫算は常に小さく、年度末に近づくに従つて大きくなるのであるから、昭和三年度豫算も當初豫算だけでは眞の節約額が果して何程であるかは尙不明であり、そのみでなく、比較の對象たる前年度豫算を十一月頃のそれに採るに云ふことは——即ち、當初豫算と年度の半ばを既に経過した豫算とを比例式の兩項に對置するに云ふことは、決して正確な比例式とは云ひ得ないのであつて、従つてそれから算出せられた緊縮の程度に云ふものも、謂はゞ無意味であるに極言することも出来る。

だが以上のことは、敢て我々の駄辯を費す迄もなく、提案者自身がこれを他の箇所にて最も雄辯に證明して居る。試みに、豫算案と同時に市會に提出せられた「東京市普通經濟昭和三年度以降收支概計」に云ふ小冊子を開いて見るならば、其處には昭和三年度の收入支出として各一億二千二百七十九萬三千圓に云ふ額が計上せられて居り、我々が當初豫算に於て見た九千四百餘萬圓に云ふ額は何處にも見られない。即ち、昭和三年度に於ける

實収支は、尠く共當初豫算の歳入歳出よりは、約二千八百二十七萬四千圓増加すべきことが提案者自身に依つて、今から——即ち當初豫算編成の當時から——豫想せられて居るのである。

次に決算との關係に於てこれを考慮して見よう。當初豫算は、右に述べたように、年度が進行して行くに従つて次第に追加膨脹し、事業の遅延に伴ふ繰越額をも加算するときは、年度末に至つて驚くべき老大な豫算（就中歳出豫算に於て）となるが、さて出納が閉止されて決算が作成せられると、決算面に於ては數字の總額がまた小さくなる。これを、最近の豫算、決算に就て見るに左の如くである。

年	度	當 初 豫 算	最 終 豫 算	決 算
歳 入	大 正 十 三 年 度	八六、七四二、六六〇 ^四	一一七、四八〇、三六一 ^四	九九、四一九、五六七 ^四
	大 正 十 四 年 度	一三一、九三七、九一六	一四一、九〇四、八八九	九四、一三三、二六二
	大 正 十 五 年 度	一三〇、三九八、九九七	一三三、七五一、三三四	一三九、二二八、七九六
	昭 和 三 箇 年 平 均	一一六、三五九、八五七	一三一、〇四五、五二八	一一〇、九六〇、二〇八
	大 正 十 三 年 度 平 均	一一六、三一〇、三三五	一七三、〇一四、五二七	八三、一二〇、七九二
歳 出	大 正 十 三 年 度	八六、七四二、六六〇	一二四、三五一、九二〇	六〇、三七一、三〇七
	大 正 十 四 年 度	一三一、九三七、九一六	一八四、四二八、四三〇	七六、二二三、〇二七
	大 正 十 五 年 度	一三〇、二五〇、四三一	一二〇、二六三、三三一	一二、七七六、五四四
	昭 和 三 箇 年 平 均	一一六、三一〇、三三五	一七三、〇一四、五二七	八三、一二〇、七九二
	大 正 十 三 年 度 平 均	一一六、三一〇、三三五	一七三、〇一四、五二七	八三、一二〇、七九二

備考——圓位以下は之を切捨つ。大正十三年度には、便宜上市經濟の他に、特別會計震災善後費經濟の歳入歳出を加算す。蓋しこの特別會計は、大正十四年度以降市經濟に合併せられて居るから。

即ち、大正十三年度、同十四年度、同十五年——昭和元年度の最近三箇年平均數に就て見ても、最終豫算は當初豫算に比し著しく膨脹し、決算はまた當初豫算以下に縮少して居る。就中、歳出豫算に於てこの差は著しく、右三箇年の各年度共歳出決算は、最終豫算の約五割、當初豫算の約七割を示すに過ぎない。

これは昭和二年度に就てもおそらく同様に言ひ得ることである。即ち、昭和二年度の決算はまだ得られないから、昭和二年十二月末日現在の現計額を以て、右の最終豫算及び決算に代へ、當初豫算と對照して見るに次の如く、矢張り右と同様の傾向を見るこゝが出来ゐる。²

當 初 豫 算	昭和二年十二月末豫算	同 上 實 績
歳 入	九八、六五〇、四五〇 ^四	一二二、六九〇、二九四 ^四
歳 出	九八、六五〇、四五〇	二二四、四七四、二八三
		九八、四八三、一九一 ^四
		七八、三九五、七八七

而して、決算額に於て歳入が常に歳出よりも超過して居るのは、翌年度に於て任意に使用し得る純粹の歳計剰餘金たるこゝを意味せるものではなくて、寧ろその大部分が、繼續費にして後年度へ遞次繰越さるゝ經費並に繼續費に非るも工事繼續施行の爲め後年度へ定額繰越される經費の爲めに後年度に於て其の資源となるべきこゝを意味せるものであるが故に、そは、謂はゞ當該年度の事業が豫算通り消化せられないにも拘らず、收入すべきものだけは歳入豫算に基いて容赦なく徴收せられた結果であるを謂ふこゝが出来ゐる。³然らば東京市の實際の一年間の財政力は、歳出決算額に現はれた數字が最もよくこれを示せるものゝ看做すこゝが出来るのであつて、斯く

² 昭和三年一月三十一日 東京市公報。

³ これら諸點に就ては、本誌前號 吉山眞禪氏「市決算審議の重要」に詳細なる論述がある。

考へ来る時は、當初豫算もこの客觀的數字と對照することに依つて、始めてその緊縮の程度を合理的に測定し得るを考へる。今、昭和二年度の決算額はこれを得ないから、大正十五——昭和元年度以前三箇年間の平均歳出額をこつて見るに、前表に示した様に、八千三百十二萬二千九百九十二圓である。これを最近に於ける東京市の、我々の知り得る最も客觀的な財政力と看做して、昭和三年度「緊縮豫算」と對照する時は、昭和三年度「緊縮豫算」は、反對に、歳入歳出各々一千一百三十九萬九千二百六十三圓の「膨脹」になるのである。

かくて、昭和三年度東京市普通會計豫算は、前年度より約二千六、七百萬圓を減じて、一見一大「緊縮豫算」の如くであるが、これを前年度の當初豫算と比較するときは僅かに四百餘萬圓の緊縮に過ぎないのであつて、この差額二千餘萬圓は昭和三年度の年度進行中に於て追加膨脹することなしは必ずしも豫斷し得ないのであり、然かも、最近過去三年間の歳出決算額平均を東京市一年間の財政力と看做してこれと比較する時は、「緊縮豫算」は反對に一千一百餘萬圓の膨脹となり、何れにしても昭和三年度東京市普通會計豫算は、斷じて徹底的な「緊縮豫算」に非ずと言ふことが出来る。

併しながら、以上は單に數字の總額に就ての一般的立言に過ぎない。我々は尙未だ「財政市長」に失望すべきではなく、更に進んで「緊縮豫算」の内容を検討することにしよう。

二 昭和三年度普通會計歳入豫算

昭和三年度普通會計歳入豫算は次の如くである。

區 分	昭 和 三 年 度 豫 算	前 年 に 對 する 増 減 (△)
稅 收 入	一九、七九四、〇〇〇 ^円	△ 八八七、〇八一 ^円
稅 外 收 入		
市 債 及 借 入 金	三六、〇九八、八一二	△ 六、三〇一、〇五五
使 用 料 並 手 數 料	二、五三四、三五五	一六八、九九〇
補 助 及 交 付 金	一八、九七六、三〇九	△ 一五、三七二、一四二
財 產 收 入	一、六〇五、七〇四	△ 二三四六八八
財 產 賣 拂 代 入	二、一一一、八〇〇	△ 一、四九二、六五〇
財 益 者 負 擔 金	一、五七二、七七九	△ 一六八、四七七
繰 入 金	二、七三三、九九四	△ 一、九一一、五七四
繰 越 金	二二八、五〇〇	△ 一、六五六、〇五五
其 他	八、八六四、三〇二	△ 二、四三六、五二一
小 計	七四、七二五、五五五	△ 二六、三一八、八七二
合 計	九四、五一九、五五五	△ 二七、三〇五、九五三

備考——補助及交付金の中には、密附金をも含む。

増減額の算出は前述の如く、前年十一月一日現在の前年度豫算に據ること合理的ならざるも、便宜これに據ることとする。

即ち、昨年十一月一日現在の前年度豫算歳入額と比較して、二七、三〇五、九五三圓の減少であるが、その減少

額の大部分は、右に見る如く、税外収入であつて、市民の直接負擔を形成する税收入に於ては極めて僅少の減額を見たるに止る。而して税外収入に於ても、その減額の大部分は補助及交付金で減少總額の約六割を占めて居るが、これは概ね復興事業の完成に近づけるに伴ひ、同費額の減少せる結果に基くものであつて、謂はゞ自然減とも稱すべきものである。補助及交付金に次ぐ減少額の大きいなるものは市債であつて、減少總額の二割を占めて居るが、これまた完成に近づける復興事業年割額の減少せる結果に基くものが大部分である。かくして、税外収入減少額の大部分、即ち約八割は寧ろ自然減若くは既定の當然減の部分に屬すべきものであつて、何等新規の緊縮によつたものではないのである。然かも、税外収入のこの差引減少額のうち、増額となつて居るものは、財産賣拂代の一、四九二、六五〇圓の如く、謂はゞ「身喰ひ収入」にも稱すべきものが却つて増額されて居るのである。

この故に、昭和三年度普通會計歳入豫算の緊縮額二千七百餘萬圓（昨年十一月一日現在に於ける前年度豫算に比し）を假に其儘に承認するにしても、換言すれば、昭和三年度の年度進行中に於て當初豫算以上に何等の追加繰越に依る膨脹なしと假定するも、この二千七百餘萬圓の歳入減額は、大部分自然減或は既定の當然減に過ぎないものであつて、殊更に新「財政市長」の財政的手腕を煩はす迄もなかつたのである。だが、我々は尙、歳入項目の夫々に就て検討の筆を進めよう。

三 税 收 入

「市税ハ家屋税ノ課税標準ヲ賃貸價格ニ改メタル結果本税ノ減少ヲ來シ附加税率ニ於テ若干増加シタルモ税額ヲ

前年度通りニ据置キタルヲ以テ市民負擔ノ總額ニ於テハ敢テ増加ヲ來サス、特別消費税ニ付テハ納税者ノ負擔力ト本税ノ本質トニ鑑ミ少許ノ増率ヲ爲シタリ、其ノ他ニ於テハ新税ノ設立及税率ノ増加ヲ行ハザルコトトシタリ。⁴

即ち、昭和三年度市税収入は、別に新税を起さず從來の税目を踏襲して居るのであつて、先般來風評に上つて居た有價證券取得税、權利金取得税、百貨店税、金庫税等の新税は遂に實現せられなかつた。

その總額一九、七九四、〇〇〇圓、前年度豫算に比し八八七、〇八一圓の減額で、其内譯は左の如し。

地 租 附 加 税	一、〇五一、三九〇 ^円	府税營業税附加税	一、三三六、五〇〇 ^円
營業收益税附加税	四、三三四、四〇〇	雜種税附加税	二、六〇一、〇〇〇
所得税附加税	三、九二一、九八八	特別税不動産取得税	一、二四〇、〇八九
礦業税附加税	二〇〇	特別税戸別割	一六、五八三
取引所營業税附加税	一〇七、三七〇	特別税特別消費税	二、五〇〇、〇〇〇
家屋税附加税	二、六九四、四八〇	合 計	一九、七九四、〇〇〇

これを前年度に於ける税額及び税率と比較すれば左の如くである。

税 種	昭和三年度税額	前年度税額	比較増減(△)	昭和三年度税率	前年度税率
地 租 附 加 税	一、〇五一、三九〇 ^円	一、〇五二、一〇八 ^円	△ 七一八 ^円		
普 通 市 税	七六九、三七七	七六九、九〇五	△ 五二八		
宅 地 税	七六九、二九六	七六九、八〇八	△ 五二二	百分の三十四・一	百分の三十四・一

税 種	昭和三年度税額	前年度税額	比較増減(△)	昭和三年度税率	前年度税率
(其 他)	八一	九七	△ 一六	百分の八十・五	百分の八十・五
都市計畫特別税	二八二、〇一三	二八二、二〇三	△ 一九〇	百分の十二・五	百分の十二・五
營業收益税附加税	四、三二四、四〇〇	四、六三六、〇〇〇	△ 三一一、六〇〇	百分の六十	百分の六十
(普通 市 税)	三、四一四、〇〇〇	三、六六〇、〇〇〇	△ 二四六、〇〇〇	百分の十六	百分の十六
(都市計畫特別税)	九一〇、四〇〇	九七六、〇〇〇	△ 六五、六〇〇	百分の十四	百分の十四
所得税附加税	三、九二一、九八八	四、四〇二、八三三	△ 四八〇、八四四	百分の十	百分の十
鑛業税附加税	二〇〇	二〇〇	〇	百分の十	百分の十
取引所營業税附加税	一〇七、三七〇	一六五、六〇〇	△ 五八、二三〇	百分の十	百分の十
家屋税附加税	二、六九四、四八〇	二、六九五、一六〇	△ 六八〇	百分の二十	百分の二十
(普通 市 税)	二、四一五、四四〇	二、四八七、八四〇	△ 七二、四〇〇	百分の二十	百分の二十
(都市計畫特別税)	二七九、〇四〇	二〇七、三二〇	△ 七一、七二〇	百分の二十	百分の二十
府税營業税附加税	一、三三六、五〇〇	一、三八六、三〇〇	△ 四九、八〇〇	百分の二十	百分の二十
(普通 市 税)	一、〇五一、三八〇	一、一五五、二五〇	△ 一〇三、八七〇	百分の二十	百分の二十
(都市計畫特別税)	二八五、一二〇	二三一、〇五〇	△ 五四、〇七〇	百分の二十	百分の二十
雜種税附加税	二、六〇一、〇〇〇	二、七八一、七五〇	△ 一八〇、七五〇	百分の二十	百分の二十
(普通 市 税)	二、〇四六、一二〇	二、三三八、一二五	△ 二七二、〇〇五	百分の二十	百分の二十
(都市計畫特別税)	五五四、八八〇	四六三、六二五	△ 九一、二五五	百分の二十	百分の二十

特別税不動産取得税	一、二四〇、〇八九	一、〇三〇、八九二	△ 二〇九、一九七	物件時價百分の一	物件時價百分の一
特別税戸別割	一六、五八三	一七、三七四	△ 七九一	坪	坪七〇錢
特別税特別消費税	二、五〇〇、〇〇〇	二、五二一、八六五	△ 二一、八六五	百分の五	百分の四・五
娼妓のみ招致したる場合	三九五、二〇〇	二二四、九六五	△ 一八〇、二三五	百分の五	百分の四・五
其他の場合	二、一〇四、八〇〇	二、二九七、九〇〇	△ 一九三、一〇〇	百分の六	百分の五・五

即ち、税率の變動は、「豫算概要」にも言つて居るように、家屋税附加税及び特別税特別消費税に於てこれを見た。家屋税附加税率は、普通市税に於て前年度の百分の二百四十から百分の二百七十七に、都市計畫特別税に於て前年度の百分の二十から百分の三十二に、合計百分の四十九の増率を見た。併し、これは一昨年の地方税制整理に依つて家屋税の課税標準が從來の外形標準から賃貸價格に改められることになり、昭和三年度がその最初の實施期になつて居るために、本税額が昨年の一、〇三六、六〇〇圓から八七二、〇〇〇圓に減少した。そこで税收入を昨年度通りとしたる變動ならしむるために、税率の引上をなしたのであつて、従つて昨年度より返つて六八〇圓の減少になつた當局者は説明して居る。この點、前理事者が昨年度豫算に於て、課税標準從來の儘なるに家屋税附加税率を一躍從前の百分の二百二十五より百分の三百十二に引上げんとして輿論の反抗に遭ひ、市會のために百分の二百六十に修正せられたことに比すれば、全く無難ではあるが、併し、課税標準の改正に依つて折角本税の負擔が軽減せられて居るのに、附加税に於て税率を引上げて迄從前の收入額程度を維持する云ふことは財源難の市として止むを得ざることではあらうが、餘り贊められたことでないことは勿論である。本税たる家屋税の課税標準たる賃貸價格の決定方法等にも種々議論の餘地があるが、それは東京府に關する問題であるか

5 「地方税に關する法律」第九條、附則第四。

ら茲には勿論觸れない。

税率の引上げられた今一つの租税、特別税特別消費税は、娼妓のみを招致した場合に於て昨年度の消費金額の百分の四・五の税率から百分の五に、其他の場合に於て同じく昨年度の百分の五・五から百分の六に増率せられた。この租税は、所謂遊興税で、「市内ニ於テ藝妓、娼妓、幫間、遊藝家其他之ニ類スル者ヲ招致シテ金員ヲ消費シタル者」の中「其ノ消費金額一人一回三圓ニ滿タサルモノ及數人共同消費ノ場合ニ於テ其ノ平分額三圓ニ滿タサルモノ」は之を除き、其他のものに課税する租税であるから、今回、右の税率の引上げられたことに就ては全く賛成である。併し、この租税に關して存在する實際的問題の中心點は、昭和二年度豫算案を論ずる際にも一言したように、その徴税結果の成否にある。特別税特別消費税の收入決算は左の如く、豫算に對して累年多額の收入不足を見つゝある。

	豫算額	決算額	不足額	不足額の割合
大正十一年	一、三六六、〇〇〇 ^四	二、一三四、三六三	二、三二一、六三七	九%
大正十二年	一、三三〇、〇〇〇	八二一、四〇三	四〇八、五九七	三三
大正十三年	一、七三九、六五〇	一、〇二七、一四〇	七二二、五一〇	四一
大正十四年	一、三五五、五〇〇	一、一六三、四一〇	一九二、〇九〇	一四
大正十五年	一、三〇一、九八八	九八九、九三五	三二二、〇五三	二三

震災の影響特別深刻なりと考へられる大正十二年及び同十三年を除いて考へても、豫算に對して一割乃至二割の收入不足である。これが原因は、主として特別消費税の徴税方法若くは徴税技術に缺陷あるがためと考へられる。蓋し、決算報告書は、常に收入不足の理由を説明して、「本項收入不足セシハ消費金額少カリシニ因ル」と言つ

て居るが、この租税の徴税方法からすれば、實收入あつて始めて逆に消費金額を算出すると言つた方が寧ろ適當であるが故に、必ずしも、實際の消費金額が豫算よりも少額であつたと言ふことを得ず、従つて收入不足の原因を専ら課税對象たる消費金額の側に歸せしめることが出来ないものである。

昭和三年度特別消費税豫算額は、税率を右の如く引上げたるにも拘らず、消費金額を昨年度豫算の「娼妓のみ招致したる場合」四、七七七、〇〇〇圓、同「其他の場合」四一、七八〇、〇〇〇圓に對して、各七、九〇四、〇〇〇圓及び三五、〇八〇、〇〇〇圓と見積りたる結果、その合計消費金額に於て三、五八三、〇〇〇圓を減少し、従つて特別消費税收入に於ては返つて一二、八六五圓の減額となつた。この租税は、前述したる如く、收入不足を來すことを常として居るから、確實なる豫算の立て方としては收入見積を出来るだけ内輪にする必要がある、従つて昭和三年度豫算案が税率の増加ありしにも拘らず、返つて税收入の減額を見積つて居ることは健實であると言ふことが出来るが、又翻つて、一般經濟界竝に首都東京の風潮より推して昭和三年度に於けるこの種遊興に消費せらるゝ額が特に甚しく減すべしとは考へ得られないが故に、我々は、更に進んで、右の如き消極的な健實豫算以上に、この種消費額を出来るだけ充分に把握する積極的方策を樹てられんことを敢て財政市長に望むものである。蓋し、西久保前市長の検税員増員政策もその一方策であつたが、おそらくは根本的方策とは稱し得ないであらうから。尚、最後にこの税に就き一言し度きことは、前述せる一二、八六五圓の減額は、「娼妓のみ招致したる場合」の税額と「其他の場合」のそれとの差引減額であつて、後者は減額されて居るにも拘らず、前者は増額せられて居るに云ふことである。然かも、この後者こそ、その税率が前者と比較してより重課せられて居るやうに、最も有産者的な遊興税であり、また把握徴税の最も困難なるものである。豫算額上に現はれたところは、まことに

9 市特別税特別消費税例第四條、第五條。(尚、東京市政調査會「東京市豫算案管見」昭和二年度——23頁参照)

6 例へば家屋賃貸價格評定に關する東京府通牒(昭和二年四月二十三日東京朝日新聞)。

7 市特別税特別消費税例第二條。

8 尤も、この決算額中には過年度收入は含まれて居ない。

に些額ではあるが、本税の精神より見て一言なきを得ないのである。

税率の引上げられたものは以上の二税であるが、尙、都市計畫特別税を併課するものに於て、その普通市税と都市計畫特別税との間に税率の變動があつた。尤も、合計に於ては變動がない。それは府税營業税附加税と同雜種税附加税である。

府税營業税附加税は、その税率昨年度と同じく本税の百分の百五十であるが、普通市税の百分の百分の百二十五より百十八に減率せられたに對し、その都市計畫特別税の百分の百分の二十五より百分の三十二に増率せられた。その税額は差引して四九、八〇〇圓の減額となつた。雜種税附加税も同様に、その税率昨年度と同じく本税の百分の百五十であるが、普通市税の百分の百分の百二十五より百十八に減率せられ、その都市計畫特別税の百分の百分の二十五より百分の三十二に増率せられた。そしてその税額は差引して一八〇、七五〇圓の減額となつた。何れもこの減額は本税額の減少に伴ふものであるが、普通市税分と都市計畫特別税分の割合が後者の方に相對的に増大したのは注目すべきである。

其他の市税は、何れもそれが附加せられるところの本税額乃至は課税物件若は課税標準の増減に依つて多少の變動があつたのみで、税率等に於ては變化なしである。¹⁰⁾

地租額減少に伴ふもの	減	七一八圓	取引所營業税減少に伴ふもの	減	五八、二三〇圓
營業收益税額減少に伴ふもの	減	三一、六〇〇圓	特別税戸別割の課税物件減少に伴ふもの	減	七九一圓
所得税額減少に伴ふもの	減	四八〇、八四四圓	特別税不動産取得税課税標準増加に伴ふもの	増	二〇九、一九七圓
昨年度收納成績から見て、地租、營業收益税、所得税、取引所營業税等の來年度收入見積が減ぜられてゐるのは					

適當な措置であると言へやう。

このやうにして、昭和三年度市税の總額は前年度に比し八八七、〇八一圓を減じたのであるが、この負擔減少の主なる原因は、附加税が附加せられる本税額の自然減に基くものであつて、何等新たな「政策」に依つたものでないことを知らなければならぬ。これは、國税附加税の減額だけで既に八五一、三九二圓、減額總計の九割五分以上に達して居ることを、この減額は單に本税額の自然減に基くものであることを、を見れば明かである。更に、増率其他で増減のあつた家屋税附加税を除き、其他の府税附加税（府税營業税附加税、同雜種税附加税）の本税額減少に伴ふ減額を之に加算すれば、一、〇八一、九四二圓となる。即ち税收入の自然減が昭和三年度市税減額八十八萬七千餘圓を來さしめた正體であつて、斷じて「財政市長」の手腕に依つて獲ち得た負擔減ではなく、寧ろ市財政の上より見て憂ふべき現象であり、それが返つて税率の増加に依つて辛うじて喰止められて居るに稱すべきである。

四 市 債

昭和三年度普通經濟市債收入豫算は、總額三六、〇九八、八二二圓、前年度に比し六、三〇一、〇五五圓を減じて居る。前年度に比し減額を見たる主なる項目は、

1 帝都復興費年割額減少に伴ふもの

減 一、一四三、六九二圓

帝都復興費昭和三年度年割額は二二、二六五、一〇〇圓で、前年度に比し三、〇八四、九〇〇圓を減じて居る。この費額減額に伴ひ、これが財源の一たる市債收入豫算も從つて減少し、昭和三年度募集豫算額一四、七二二、九七五

¹⁰⁾ 尙詳しくは、不動産取得税條例改正案に於て、二三の不動産取得税を課せざる物件取得が新に追加せられた。（第三十一號議案「不動産取得税條例中改正の件」）

圓、前年度に比し一、一四三、六九二圓の減額を來すこととなつたのである。

2 河港改良費年割額減少に伴ふもの

減 六六、二四〇圓

繼續隅田川口改良費及び繼續市内枝川改良費の計理方法が昨年變更せられ、その財源を土地賣却代に需めて居たものを公債に振替えたものが河港改良事業公債であるが、これは昨年度の募集額三、二二三、四〇〇圓なるに對して、昭和三年度分募集額三、〇五七、一六〇圓で、即ち六六、二四〇圓の減額となる。併し、この減額は右公債計畫樹立當初からの既定の減額たること勿論である。

但し、河港改良事業公債は、未だ主務官廳の許可を経ない状態にあり、従つてその大正十五——昭和元年度募集豫定分四、一四四、六〇〇圓並に昭和二年度分三、一二三、四〇〇圓合計六、二六八、〇〇〇圓は現在の所尙未募集である。

3 街路修築並土地整理費

減 八、三〇三、〇〇〇圓

街路修築並土地整理費充當の昭和三年度分國庫借入金額は、同費額の減額に伴ひ、前年度の一三、五六一、〇〇〇圓に比し、五、二五八、〇〇〇圓で、即ち、右の如き減額である。即ち、昭和三年度市債收入のこの部分の減額も亦年割額の減少に伴ふ既定の結果であるが、こゝに注意すべきことは、街路修築並土地整理費國庫借入金は、右の昭和三年度募集額を以て終了する豫定にも拘らず、事業進捗の都合上、起債總額四六、一四九、〇〇〇圓のうち既に募済済の分は二三、三七四、六四一圓で、現在の所（昭和三年二月末日現在）尙二二、七七四、三五九圓の未募債額を残して居るが故に、この相當部分は必ずや昭和三年度の起債に遞次繰越を見るであらうこと云ふことである。

4 中央卸賣市場建設費借入金

減 一、五〇〇、〇〇〇圓

中央卸賣市場建設費借入金は、帝都復興費中中央卸賣市場建設費不足分に充當するためのものであるが、右建設費總額年期昭和三年度迄であるにも拘らず、昭和二年度に於て不足額一、五〇〇、〇〇〇圓全部起債することとなしたため、従つて昭和三年度に於てはこの額だけ其儘減することとなるのである。この減額も亦單に既定計畫に基く自然減に過ぎぬことは言ふ迄もない。

5 中央卸賣市場分場建設費借入金

減 一〇〇、〇〇〇圓

中央卸賣市場分場建設費借入金は、年割費額減少に基き昭和三年度起債額も、前年度の一、〇〇〇、〇〇〇圓に對し、九〇〇、〇〇〇圓、即ち一〇〇、〇〇〇圓を減少したのであるが、是亦既定の減額たることは勿論である。

6 改良下水道速成費借入金

減 二、三八八、〇〇〇圓

既定改良下水道速成費借入金は、大正十五——昭和元年度一、四八九、〇〇〇圓、昭和二年度一、一一八、〇〇〇圓同三年度六一七、〇〇〇圓であつたが、この度第二十五號議案「自大正十四年度至昭和六年度東京都市計畫事業改良下水道速成費更正繼續年期及支出方法」に於て追加施行せらるべき事業財源が後述する新規公債——都市計畫事業公債に需めらるることとなつた結果、昭和三年度の借入金募集は従つて消滅し、昭和二年度分及び大正十五——昭和元年度分の一部未募集額にして昭和二年度に受入れの分の合計二、三八八、〇〇〇圓が、この借入金の關係に於ては減少することとなつたのである。

以上が昭和三年度に於て減額を見たる市債收入豫算であるが、何れも既定計畫に基く當然の減額であるか、或は改良下水道速成費借入金の如く公債に振替えられたり自然消滅に歸したものである。そして、この借入金も既定計畫に依れば、昭和三年度年割額は六一八、〇〇〇圓であつたから、公債振替部分を除き、その當然減一、七

11 昭和二年第二百一十一號市會議決「街路修築並土地整理費起債に關する議決更正の件」(東京市會議決録一昭和二年度第二卷 61 頁)

七〇、〇〇〇圓である。

次に、昭和三年度市債豫算に於て前年度に比し新規に増額せられたものを見る。

1 道路公債昭和三年度募集額

増 一、二七五、三九二圓

これは新規公債であるから、それだけ前年度に比して増額となる。この公債は、「路面改良事業費ニ充ツル爲之ヲ發行ス」¹²るものであつて、繼續路面改良費は總費額一七、四四〇、七二〇圓、大正十年度より昭和二年度に至る七箇年繼續事業であつたが、既定事業計畫の外、區劃整理地區外未舗装道路並區劃整理地區内にて復興局に於て施行せざる道路中交通上其の最急と認むるものを併せ三八、四三五坪を今回追加施行するものとし、従つて繼續年期を一箇年延長して昭和三年度迄とし、同年度費額一、四一五、〇〇〇圓を追加することとなつた結果、その財源のうち電気軌道事業費負擔線入に依る一三九、六〇〇圓（三、〇四七坪分）を除く殘額一、二七五、三九二圓を公債資源に需むることとせられたものである。

本公債は券面發行額一、三五六、八〇〇圓以内で、利率は年百分の六以内、發行價格は券面百圓に付九十四圓、償還期限は昭和七年度より同十七年度迄とせられて居る。従つて、本公債の最終利廻は六分八厘八糸となる勘定である。（尤もこれは東京市の手取最低九十四圓を基礎として算出したものであるから、引受銀行又は信託業者との引受契約に依り發行價格が定められた際には應募者利廻は通常之より少しく低歩となる譯である）。然るに、昨年十二月募集せられた東京市復興事業公債は、一般應募者利廻五分八厘強（尤もこの公債は一般市場に發賣せられなかつた）、東京市の支拂ふ利廻五分九厘四毛であり、傳へらるゝ東京市第三回電気事業公債の號（電気事業第三回短期公債及同第六回短期公債借換）の發行條件は、一般應募者利廻五分七厘零毛、東京市の支拂ふ利廻五分

¹² 東京市道路公債條例案（第二十九號議案）第一條。

¹³ 第二十三號議案「自大正十年度至昭和元年度 東京市路面改良費更正繼續年期及支出方法」

八厘四毛で、何れも甚しく低歩である。この利廻低下は、周知の如く最近に於ける金融緩漫の結果に基くもので、最近三月一日現在日本勸業銀行調査全國地方債利廻總平均も六分丁度を示して居る。さきに東京市復興公債の信託會社引受成功に就て我々の言へる如く、¹⁴東京市はこれら低利廻の起債成功を以て、直ちに自らの信用力を過信すべきでないことは勿論であるが、市理事者は、その起債計畫を樹つるに當つて、金融市場に於けるこの狀態を正確に認識し、之を出来るだけ有利に利用することと心懸けねばならぬであらう。然かも前記六分八厘八糸云ふ利廻の豫計は、全國地方債平均利廻をも上廻るものであつて、決して誠意ある起債計畫と稱するこの出来ぬものである。然かも、この全國地方債平均利廻と云ふのは、所謂投資家から見ても、その信用力帝都東京市のそれは全く比較にならぬ地方自治團體の、従つて高歩の利廻をも含んでの平均であることと知らなければならぬ。

本公債の元金及利息は國庫補助金、受益者負擔金、及び一般歳入を財源とするものであつて、¹⁵利子及び公債取扱費を加へて、最終償還期たる昭和十七年度迄に二、〇一八、九七一圓の支出を齎すことになる。右のうち、財源として受益者負擔金收入に俟つ部分は、事業費總額一、四一五、〇〇〇圓より電気軌道事業費負擔額一三九、六〇〇圓を控除したる殘額の五分の一であるから、即ち二五五、〇八〇圓、同じく國庫補助金は純工事費より電気軌道事業費負擔額を控除したる一、〇七六、七八六圓の十二分の一であるから、即ち四四八、六六〇圓、兩收入合計七〇三、七四〇圓で、殘額はすべて一般市費の負擔となる譯である。

2 東京市教育公債昭和三年度募集額

増 一、四二〇、三四〇圓

これも、新規公債であるから前年度に比し其儘増額となるものである。本公債は、「小學校震災復舊費補足ノ爲之ヲ發行ス」¹⁶るものであつて、繼續震災復舊費小學校設備費中昭和三年度に於て普通市費負擔に屬する分の財源

¹⁴ 拙稿「東京市と市債シンデケート銀行團——市債引受に關する最近の問題に就て」（都市問題第五卷第六號）。

¹⁵ 東京市道路公債條例案第十四條。

¹⁶ 東京市教育公債條例案（第二十八號議案）第一條。

を公債に振替えたものである。即ち、震災復興費中小學校設備費昭和三年度支出額は、一、六五四、三七五圓にして、内既定計畫に基き震災復興教育費借入金に依るもの二三四、〇〇〇圓を除きたる部分を教育公債發行に依つて支辨することとせるものである。

本公債手取額は、右の如く一、四二〇、三四〇圓以内であるが、券面額は一、五一一、〇〇〇圓以内、即ち發行價格は券面百圓に付九十四圓以上である¹⁷。利率は矢張り年百分の六以内、償還期限は昭和八年度以降昭和二十七年迄である。従つて、最終利廻は六分六厘三毛となり、此點に就てはさき道路公債計畫に於て述べたると同様のことが言ひ得る。償還財源は市一般歳入であるが、既定計畫通りなれば一、四二〇、三七五圓（震災復興費小學校設備費昭和三年度支出額中教育費借入金充當分を減じたるもの）の普通市費負擔で事足りたものが、公債に振替えられた結果、一般市費負擔總額は、利子支拂費其他を加へただけ増額し、結局償還終期たる昭和二十七年迄には三、〇五五、六四五圓即ち現在の二倍以上を負擔せねばならぬことになる¹⁸。これも財政窮乏のため止むを得ない云ふならば、我々は震災復興費中小學校設備費の昭和四年度支出豫定額一、四九一、五七四圓、同五年度支出豫定額九七二、八〇二圓に就ても同様の危虞が豫想せられる。財政窮乏のために全然財源の遺繰不可能なる場合は、利子負擔の損失の如きは犠牲にしても、止むを得ず借金に頼らねばならぬことは、もより許さるべきことであらうが、若し、他の不急の若くは政策的の新規費用の財源を捻出するために、既定の一般市費負擔財源を故らに市債に振替え、以て同額以上の金額を單に公債利子として以て公債所有者に提供するのであれば、市民はかかる財政計畫には絶対に賛意を表し得ないであらう。

3 街路修築費借入金

増 一、二四六、〇五一圓

街路修築並土地整理費借入金は、前述の如く、昭和三年度に於て前年度に比し約八百三十萬圓の減額となつたがこの市債（國庫借入金）及び國庫補助金等と共に、街路修築並土地整理費中街路修築費部分の財源の一であつた電氣軌道事業負擔金の一部を借入金に依つて一時立替えることとなしたため、右金額一、二四六、〇五一圓は昭和三年度に於ける新規増額となつたのである。其代り歳入第十一款「繰入金」第二項「電氣軌道事業費經濟より繰入」第四目「街路修築費繰入」の部分に於てそれだけの收入減を生じて居るから、普通會計のみに關する限りこの處置は差引増減なきものであるが、この遺繰政策が所謂電氣局財政窮乏の結果であるとすれば、かかる遺繰をすることは單なる糊塗手段たる以外何等徹底的な對策と稱し得ざることを勿論である。

4 都市計畫事業公債昭和三年度募集額

増 三、二〇〇、七九四圓

これも新規計畫に基く公債募集であるから、その昭和三年度分募集額は其儘新規増額となる。但し、上述したる如く既定改良下水道速成費借入金が本公債に振替えられて居るから、眞の増額は、これより右の改良下水道速成費借入金昭和三年度減二、三八八、〇〇〇圓を減じたる残りとなる。都市計畫事業公債は、「都市計畫事業街路修築費並改良下水道速成費ニ充ツル爲之ヲ發行ス」るものであつて、即ち、更正繼續都市計畫事業街路修築費に於て昭和三年度以降既定計畫以外に追加施行せらるる部分の財源と、及び更正都市計畫事業改良下水道速成費に於て昭和三年度以降既定計畫以外に追加施行せらるる部分の財源とを公債に需めたものである。兩繼續費共昭和六年度迄の繼續年期であるから、本公債も昭和三年度以降昭和六年度迄に募集せられる計畫であつて、募集總額券面一二、八七八、六〇〇圓、同手取一二、一〇五、八八四圓、昭和三年度以降募集豫定額左の如くである。

都市計畫事業公債發行豫定表

20 東京市都市計畫事業公債條例案（第三十號議案）第一條、第二十四號議案及第二十五號議案。
21 同上。
22 東京市都市計畫事業公債條例案第五條同上附表。

17 東京市教育公債條例 第二條，第六條。

18 同上第三條 第十五條。

19 第二十八號議案「東京市教育公債條例案定の件」附表償還年次表。

A 總額

	券面額	手取額
昭和三年度	三、四〇五、一〇〇 ^円	三、二〇〇、七九四 ^円
昭和四年度	二、七三五、一〇〇	二、五七〇、九九四
同五年度	三、三八〇、七〇〇	三、一七七、八五八
同六年度	三、三五七、七〇〇	三、一五六、二三八
合 計	一二、八七八、六〇〇	一二、一〇五、八八四

B 内 譯

	街路修築費	改良下水道建設費
	券面額 手取額	券面額 手取額
昭和三年度	一、三六二、七〇〇 ^円	一、二七九、九九八 ^円
同四年度	二、三二一、七〇〇	二、〇四三、四〇〇 ^円
同五年度	二、九〇九、五〇〇	四二二、四〇〇
同六年度	二、九一三、八〇〇	四七一、二〇〇
合 計	九、四九六、七〇〇	四四三、九〇〇
	八、九二六、八九八	三、三八一、九〇〇
		三、一七八、九八六

本公債の發行價格は券面百圓に付九十四圓以上、利率年百分の六以内、償還期限は昭和八年度以降昭和二十七年迄であるから、今最終償還期限二十五箇年として利廻を計算すれば六分六厘三毛となり、これまた上述東京市道路公債及び東京市教育公債と同様、現時の金融狀勢に鑑みて餘りに過當なる利廻の豫計云はなければならぬ。

本公債の償還財源は、國庫補助金受益者負擔金及一般市歳入であるが、償還終期たる昭和二十七年迄の利子

拂額一二、八七八、六〇〇圓、之に元金償還額及び公債取扱費を加へて合計二四、八二八、八三三圓、即ち事業費額の約二倍以上の支出を要することとなり、之に對する國庫補助金收入は都市計畫事業街路修築費部分に於て事業費總額の十二分の五即ち三、七一九、五八三圓、路面改良費部分に於て（既定事業に對する指令額に依り豫計すれば）六八一、一九四圓、合計四、四〇〇、七七七圓、又同受益者負擔金收入は街路修築費部分に於ける事業費總額の四分の一即ち一、八四一、七二二圓——以上が現在豫計し得る確實なる特定收入財源であつて、殘額は總て普通市費の負擔となるのである。

5 震災復舊費借入金

増 五七、三〇〇圓

これは既定年割額の増加に伴ふ當然増である。即ち、震災復舊費借入金は、同教育費借入金を含んで、昭和二年度四、九七〇、八〇〇圓であつたが、昭和三年度五、〇二八、一〇〇圓となり、五七、三〇〇圓を増すこととなつたのである。

以上、昭和三年度豫算に於て市債の減額せるもの合計一三、五〇〇、九三三圓、之に對しその増額せるもの合計七、一九九、八七七圓であつて、即ち差引六、三〇一、〇五五圓の減額を見たこととなるのである。併しながら、この六百三十餘萬圓の減額は、既に見た如く、決して理事者の財政的手腕に依つたものとは言ひ得ないのであつて、寧ろ、既定計畫に依る豫算の當然減の方がこれより更に多額の筈であつたと言ふことが出来るのである。左の計算を見よ。

昭和三年度市債收入の既定計畫に基く當然減	一二、八八二、九三二圓
同 當然増	五七、三〇〇圓

差引 昭和三年度當然減

一二、八二五、六三二圓

即ち、昭和三年度市債豫算を既定計畫の儘に放任すれば却つて一千二百八十餘萬圓の當然減となるべかりしものが、僅かに六百三十萬圓の減額となつたのは、三新規公債一新規借入金合計六、五二四、五七七圓の新計上を見たるがためである。右の新規市債計畫のうち都市計畫事業公債を除く他の市債は何れも昭和三年度限りの増額であるが、都市計畫事業公債は、既に見た如く、昭和三年度以降四ヶ年を通じて券面一千二百八十餘萬圓の起債豫定額を新に附加したのである。

五 其他 收入

以上、市税及び市債を除く其他の收入に於ては、増額一、八六一、六一七圓に對し、減額二一、九七九、四三四圓、内減額を見たる主なるものは補助及交付金（減一五、三七二、一四二圓）、繰入金（減一、九一一、五七四圓）、繰越金（減一、六五六、〇五五圓）、雜收入其他（減二、四三六、五二二圓）であり、増額の主なるものは財産賣拂代收入（増一、四九二、六五〇圓）である。²⁴

補助及交付金の減額は、普通會計全歲入豫算を通じて、最大の減額であるが、その内譯を見るに左の如し。

減額を見たるもの	
交 付 金	前年度に比し減 一六〇、七二八圓
國庫補助金	同 減 一五、三五八、八二八圓
寄 附 金	同 減 九四、四九七圓

合 計

増額を見たるもの

一五、六一四、〇五三圓

國庫下渡金
府補助金前年度に比し増
同 増一、一四九圓
二四〇、七六二圓
二四一、九一圓

合 計

減

一五、三七二、一四二圓

右のうち、交付金の減額せるは、前述せる如く國税及び府税の昭和三年度徴収額が前年度に比し減少せる當然の結果であり、國庫補助金の減額は補助及交付金減額の大部分（九九・九パーセント）を占めて居るが、その内譯は左の如くである。

増額せる國庫補助金

改良下水道速成費國庫補助金	前年度に比し増 三〇〇圓
職業紹介所費補助	同 増 六三三圓
産業統計調査費補助（新規）	同 増 六〇〇圓
嬰學校費補助（新規）	同 増 九六五圓
合 計	同 増 二、四九八圓
減額せる國庫補助金	
療養所費補助	前年度に比し減 四二、一一八圓
復興事業費補助	同 減 四四一、二〇八圓
街路修築費補助	同 減 一七七六、〇〇〇圓
土地區劃整理費補助	同 減 一三、〇五二、〇〇〇圓

²³ 都市計畫事業公債昭和三年度募集分中より、改良下水道速成費既定、昭和三年度借入金 618,000 圓を除く。

²⁴ 前掲³⁹頁を見よ。

負担額を大削減し其理合せを電気供給事業經濟負擔の増額並に乘合自動車事業費經濟の新規負擔とさせる解決策は、結局從來通り繰入れんがための繰入を續けて居る糊塗策であると言ふの他はないのである。

次は、繰越金の減額一、六五六、〇五五圓であるが、當初豫算に於ける繰越金の減額は何等異にするに足るべきものではない、何故なら、昭和二年度當初豫算に於ては前年度繰越金の計上皆無であつたに拘らず、その同じ豫算の追加更正を含みたる十一月一日現在のものに於ては前年度繰越金は、一、八八四、五五五圓であつた。同様に、大正十五年度當初豫算は前年度繰越金三、四八八、八六〇圓であつたが、その追加更正を含みたる十一月一日現在に於ては六、九一七、一一〇圓に激増して居た。この簡單な事實に依つても明かな如く、繰越金は、よし當初豫算に於て少額若くは皆無であつたとしても、後に至つて必ず激増すべきものである。それは、この繰越金が市制町村制施行規則第三十七條に於て「各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歳入ニ編入スベシ」と規定せる如き單なる歳計剩餘金の繰越ばかりでなく（而してこの純粹剩餘金の繰越は最近に於ては殆ん之を期待し得ざる状態である）、繼續事業其他工事の進行遅きため當該年度豫定額中多額の支出殘額を次年度に遞次又は定額繰越さねばならなくなり、従つて當該歳入にして豫算通り其年度内に徴收せられたものは勢次年度歳入に繰越されなければならなくなつたものである。この繰越金は、事業進行程度が今日の儘であり、豫算が眞の事業處理能力に無關係に組まれる限りに於て、必ず當初豫算編成以後——尠く其前年度會計の出納閉鎖以後多額に追加さるべき筈のものである。昭和二年度諸事業の進行状況から見ても、このことは昭和三年度豫算に於ても今より必ず斷言し得るに信ずる。この繰越金のすべてが、若し純粹なる歳計剩餘金から成つて居るならば、我々は國家財政に於けると同様之に對し、歳入見積の過少、自由財源の勝手な造出、従つてアメリカ合衆國が最近實行したように之に應

ずるだけの租稅負擔輕減の必要等々を云爲することが出来るが、然かも財政狀態そのものに餘裕があること云ふことに變りはない。併しながら、東京市の場合に於ては、この種の剩餘金すら最近に殆ど計上不可能である程歳入見積は寧ろ過大になされて居るのであつて、繰越金の大部分が、事業進行遅きため後年度に支出の約束されたものとして繰越される「變態的剩餘金」であることは決して喜ぶべきことではないのである。

×この點に就ては、本誌前號「市決算審議の重要」（吉山眞禎氏）に於て次の如く言はれて居る。――

歳入出決算殘金の内より、遞次定額の繰越額を控除すると、實際純粹の歳計剩餘金と稱し得るものが殆ど無い。極端に言ふと歳出豫算は單に机上一片の約束なるに反し、歳入の方は豫算に基き取り得るだけの金を取つてゐると云はれても仕方があるまい。斯く豫算と決算が隔絶して、多額の歳計剩餘金殊に右のような變態的剩餘金を生ずると云ふことに就ては、既に述べた如く豫算の執行に就て遺憾の點が多くある外、なほ、豫算の編成自體に就ても改善を要すべき幾多の缺陷があるのではなからうか。要するに斯の如く年度内に實際消化し得ない數額を豫算に計上して、收支の均衡を維持せしむることは、實に財政上の原則に反するのみならず、假りに其収入が所有財産より生ずる収入、使用料、手数料、過料、過怠金其他法令に依り市に屬する収入を以てのみ維持せらるゝときは、尙看過の餘地ありとせらるゝならんも、苟も其事業が市税を中樞として行ふべき場合に於て、それが概ね豫算通り消化し得ないにも拘らず、歳入豫算に基き苛責なく市税を徴收し之を次年度に繰越すが如きは、これ明かに市税の先取りであつて、納稅者より觀れば市が實際消化、使用し得ざる金錢即ち現實に不要なる金錢を市税として徴收しつゝありと云はれても、これ亦仕方があるまい。

其他の減額に於ては、財産より生ずる収入の減二三四、六八八圓、報償金の減一五六、八一〇圓、受益者負擔金の減一六八、四七七圓、雜收入中過年度收入の減一、七二九、一九八圓、運用金の減（三年度計上なきため）四一五、六一〇圓等が主なるものである。右のうち、受益者負擔金が例年豫算に比して其の徴收額著しく少いばかりでなく、豫算額も今年度は昨年度に比し、明年度は今年度に比し減額を見つゝあるのは遺憾である。震災に原因

する所多いであらうが、特殊の土木事業財源として將來發達せしむることを要する關係上尙慎重なる考究を要するものがあらう。²⁷

以上の減額に對し、三年度に於て増額せられた主なるものは財産賣拂代の一、四九二、六五〇圓であるが、これは全部市有土地の賣拂代である。使用料並手数料も一六八、九九〇圓増額せられた。その主なる變動は、

1 授業料中高等女學校授業料引上に依るもの

増 四、八二九圓

即ち市立高等女學校授業料從來一箇月金四圓五十錢なりしものを五圓に値上げせるため依つて生ずる増収である。

2 深川圖書館開館に依る圖書閱覽料

増 三、一六八圓

從來市立圖書館にして閱覽料を徴收せるは日比谷圖書館のみであつたが新開館の深川圖書館も閱覽料を徴收することゝせるため依つて生ずる増収である。これらの使用料は、市制（第百十二條及同第百十三條）に所謂使用料ではないから、従つて市條例の設立を要せず（同第百二十九條）、その變動に關しても條例改正の手續を要せざるものである。

3 繫船浮標使用開始に伴ふ使用料

増 六、四八〇圓

これは芝浦に於ける棧橋、上屋又は其の附屬設備の使用に對し、從來東京市棧橋上屋使用條例の規定に依つて使用料を徴收しつゝありしが、今回繫船浮標使用開始に伴ひ、條例も東京市棧橋繫船浮標上屋使用條例に改め、左の繫船浮標使用料を新に附加するために生ずる増収である。²⁸

繫船浮標使用料

總噸數二千噸以上の船舶二十四時間迄毎に

十圓

總噸數二千噸未満の船舶二十四時間迄毎に

八圓

4 隣保館開始に伴ふ使用料

増 二、三二〇圓

これは新に開館せられる隣保館の講堂、集會室、事務室宿泊室、テニスコート、室内體育場の使用者より徴收する使用料である。²⁹

以上の他、昨年秋季に改正若くは新設せられた市場使用料、住宅使用料其他に於て増額二四六、一〇一圓あつた。右のうち住宅使用料は、昨年十二月新設せられたものであるが、それ迄は第一款「財産より生ずる収入」第三項「土地物件収入」中に「住宅貸付料」として計上せられて居たものであつて、従つて普通會計歳入全體としては前者に於ける減がほゞ後者に於ける増になつて居る譯である。

六 結 語

以上見來りたる如く、昭和三年度普通會計歳入豫算は若し緊縮と言ひ得べくんば、それは殆ど既定年割額減少に伴ふ豫定の當然減たるに過ぎないのであつて、市債募集額の既定以上の増額と財産賣拂代の増額を除いて、我々は何等新規の歳入政策を見るこゝが出来なかつたのである。市長は本豫算案を市會に提出せる際「暫定的な豫算」であるを前提した。我々は、これを財政市長の謙遜なる辭令であるを考へたのであるが、今や尠く共歳入豫算に關する限りに於ては、全く然らずしてその言の儘であつたことを悲しむものである。（三三三二〇）

附記——諸種の事情に依り、豫算案全部にわたつて批判し得ざりしは遺憾である。歳出豫算其他本稿に於て果し得なかつた部分、之を次號に譲ることとする。

²⁷ 小幡清金「我國に於ける都市計畫事業の財源」下（本誌前號）参照。
²⁸ 第十七號議案 東京市棧橋上屋使用條例中改正の件。

(下)
普通會計歲出豫算
並に特別會計豫算

一 普通會計歲出豫算

昭和三年度東京市普通會計歲出豫算は、經常部二八、六三一、二四五圓、同臨時部六五、八八八、三一〇圓、合計九四、五一九、五五五圓、前年度(十一月一日現在)豫算に比し、經常部に於て四六九、一二五圓の増、臨時部に於て二六、四九一、九一三圓の減、差引二六、〇二二、七八八圓の減額である。いま、右のうち減額を見たる歲出臨時部を、(1)普通臨時費並に繼續費、及び(2)帝都復興關係經費、震災復舊關係經費並に其他の支出に分つて、前年度豫算と對比するときは左表の如くなる。

普通臨時費	歲出臨時部内譯(一)	
	昭和三年度豫算	前年度豫算
	九、四一〇、二四八 ^円	一〇、九四六、九五九 ^円
		比較 減
		一、五三六、七一 ^円

繼續費
合計
五六、四七八、〇六一
六五、八八八、三一〇
八一、四三三、二六四
九二、三八〇、二三三
二四、九五五、二二一
二六、四九一、九二三

即ち、減額を見たる歲出臨時部の九十四パーセントは繼續費の減額である。これは後に見る如く既定年割費額が減少せる當然の結果である。更に次の表を見よ。

歲出臨時部内譯(二)	昭和三年度豫算		比較増減(△)
	昭和三年度豫算	前年度豫算	
帝都復興費關係	三九、六四四、二三九 ^円	六五、八五三、〇四五 ^円	△二六、二〇八、八〇六 ^円
震災復舊費關係	六、九七二、〇五三	五、三九五、九一三	一、五七六、一四〇
其他の支出	一九、二七二、〇一八	二一、三三一、二六五	△一、八五九、二四七
計	六五、八八八、三一〇	九二、三八〇、二三三	△二六、〇二二、七八八

(帝都復興費關係には、街路修築並土地整理費、帝都復興費、中央卸賣市場分場建設費、下水道應急整理費、土砂配分費、及以上の關係に於て支出する市債費を合算す。震災復舊費關係には繼續震災復舊費を掲ぐ。)

即ち、減額の大部分は繼續費と云つても、就中帝都復興費關係の支出であつて、それは現在尙多額の不足額追加並に事業年期繰延の止むを得ざるこゝが豫想せられては居るが、既定計畫に於ては昭和三年度が最終繼續年期中であり、従つてその既定年割額が著しく減少されて居る、當然の結果なのである。

既に歲入豫算に於て見たる如く、昭和三年度普通會計歲出豫算の緊縮額も、緊縮主義に基いて特に削減を加へられたと云ふよりは、寧ろ、既定計畫に基く年割額の豫定の減少であること云ふ方が適當である。

二 昭和三年度歳出豫算に於ける主なる變動

既定費目のうち昭和三年度に於て緊縮若くは打切られた主なるものは、左の六項目約九十三萬七千圓で、昭和三年度普通會計歳出の前年度に對する總減額に比し頗る少額である。

稅務調査員十五名減	一九、二五〇 ^円	小賣市場三箇所減其他	一八、九六六 ^円
青年訓練所費	一六、八三二	水道局構内建物營繕費打切(昭和三年度分)	一四二、七九二
道路費	七二六、三四二		九七、三五八一
塵芥掃除費	一三、四〇九	合 計	

右のうち、水道局構内建物營繕費打切云ふのは、繼續費の打切のことであつて、昨年六月二十九日市會第七十五號議決、東京市水道局構内建物營繕費は、總費額四五四、七八二圓、昭和二年並に昭和三年度の二箇年繼續事業であつたが、當時市會の希望條件にも「本案應舎ノ建築ニ就テハ理事者ハ市應舎建設ノ將來ヲ考慮シ遺算ナキヲ期セラルヘシ」とあり、今回市應舎建設の具體的計畫が建てらるゝに及んで、之が繼續費の打切をなすこととしたのである。

右の如く實際の新規緊縮額は、その金額に於ても將又その種目に於ても殆ど言ふに足らざるものである。我々是他に更に緊縮の餘地ある費目なしとは考へ得ないし、假に費目に於て緊縮の餘地なしとするも、最近に於ける物價低落を考慮するにきには工費並に諸物品の購入費に於て相當の節約減額をなし得た筈である。

緊縮打切の見るべきものなきに反し、新規費目として認められたるものは合計五、四一七、一五九圓であつて、其内譯左の如し。

改良下水道運成費(三年度分)	一、三〇二、六六二 ^円	錢坑、芝浦、駒筒場開設	六〇、〇〇〇 ^円
街路修築費(三年度分)	七八〇、〇〇〇	緊船浮標六箇の管理費	三、五〇〇
路面改良費	一、四一五、〇〇〇	道路並暗渠の築造六箇所及撤水揚水設備自	二四九、二五五
市廳舎建設調査費並水道局構内建物移轉費	二二八、五〇〇	動車渡船場臺船	一三五、二三八
京橋商業學校設計費、實科高等女學校々地		保健設備の充實	一三五、二三八
擴張及擴張費	一〇七、一八五	上野恩賜公園改良、綠町公園並臺場公園新	一八五、五二五
豐學校々舎の獨立に伴ふ諸費	四、二五五	設	一九、〇〇〇
深川圖書館開館	一五、五二二	魚市場造修	一五、五〇〇
聯合女子青年團補助	五、〇〇〇	社會事業調査並市營住宅改修	一五、五〇〇
市會議員費用辦償額引上げに伴ふもの	七〇、四〇〇	隣保館問題	一五、五〇〇
局長一名増員	一二、三〇〇	東京市勞務者共濟會補助	五、〇〇〇
區役所普通事務の爲雇三十名増員	二五、〇〇〇	埋立地内架橋費	一五七、五〇〇
同選舉事務のため書記十五名雇六十名増員	九九、九一九	公用地境界調査費	二〇、七六四
並府會議員選舉執行費		小學校轉地土地區劃整理清算金補助	一五五、〇〇〇
雇傭員退職死亡給與金規程設定に伴ふもの	二〇六、六二六	養育院並勞働賃金立替及就職旅費貸付資金	一五、〇四六
芝浦セメント倉庫改築	六二、三一六	經濟經費繰入	五、四一七、一五九
合 計			

右が豫算概要に言ふ所の「市民生活上必要ナル幾多ノ事業中教育、衛生、交通等ノ緊急差擱キ難キモノアルヲ

認め既定計畫ニ引續キ最少限度ニ於テ所要經費ヲ計上スルコトシタ³るものである。

右のうち新規繼續事業は、改良下水道速成費及び街路修築費の二つで、既定繼續事業のうち昭和三年度若くはそれ以後に繼續年度の延期せられたものに、路面改良費及び市立病院特別病室建設費の二つがある。

都市計畫事業改良下水道速成費は、東京市下水道設計第一區及第二區の追加區域に屬する事業であつて、總經費四、三〇四、四二五圓、大正十四年度より昭和三年度に至る四箇年繼續事業で、目下施行中であるが、「現今ニ於ケル狀勢ニ照シ更ニ千川ノ改修並右區域中雨水氾濫ニ依ル被害劇甚ニシテ最モ急施ヲ要シ且從來築造シタル改良下水道に接續シ得ル部分五箇所、路面鋪裝ニ關連シテ下水道ノ施設ヲ要スル部分六箇所ヲ追加施行スルモノトシ」、繼續年期限を三箇年延長して昭和六年度迄とし、新に費額二、五六〇、九七八圓を追加して總費額を六、八六五、四〇三圓とし、且つ各年度割費額を更正せられた。

更正の結果は次の如くである。

	既定支出額	既定支出額並更正支出額
大正十四年度	一、〇七六、二三八・八七〇	一、〇七六、二三八・八七〇
大正十五年	一、四九〇、七八一・一三〇	一、一五五、四七三・一七〇
昭和元年	一、一九、二四・〇〇〇	一、四五四、五三一・九六〇
昭和二年	六、一八、一八一・〇〇〇	一、九二〇、八四三・〇〇〇
昭和三年	〇	三九八、〇〇〇・〇〇〇
昭和四年	〇	四四三、〇〇〇・〇〇
昭和五年	〇	四一七、三一六・〇〇〇
昭和六年	四、三〇四、四二五・〇〇〇	六、八六五、四〇三・〇〇〇
計		

² 但し市立病院特別病室建設費は、前記の新規費目の中に入つて居ないが、之に就ては後述する。

³ 第二十五號議案自大正十四年度至昭和六年度東京市都市計畫事業改良下水道速成費更正繼續年期限及支出方法。

前記新規費目に改良下水道速成費（三年度分）一、三〇二、六六二圓であるのは、即ち更正計畫に基く昭和三年度年割費額の既定費額に超過する部分である。この追加施行部分は、主として山手の十二箇所延長四〇、五八七呎であるが、何れも東京市下水道改良完成計畫の一部に屬し、且つその完成に先立ち急施を要するものと認めらるゝものではあるが、併しながら、之が事業費を計理するために充分なる歳入を有せざる結果、遂にその財源を市債に仰ぐところの計理計畫を樹てなければならなかつた。その結果市は利子負擔を加へて約倍額に垂んじする負擔を附加したことはさきに歳入の部に於て述べた如くである。

都市計畫事業街路修築費は、大正十年五月内閣認可に係る東京市都市計畫事業中其の一部十一路線を、總計費六、九三八、八七三圓を以て、大正十四年度乃至昭和四年度の五箇年繼續事業として現在施行中であるが、「現下ノ狀勢ニ照シ市郡ノ連絡又ハ下水道改良工事等ノ關係ヨリ大正十年五月及昭和二年八月内閣認可ニ係ル新設擴張計畫中最モ急施ヲ要スト認メラルル」山手方面四路線を追加施行することにしたため、新に費額八、三八六、一二七圓を追加し、繼續年期限を二箇年延長して昭和六年度迄とし、且つ實績に鑑みて各年度割費額を更正せらるることとなつたのである。

既定及更正年割支出額は次の如くである。

	既定支出額	年割支出額
大正十四年度	一、〇九三、五三八・九二〇	一、〇九三、五三八・九二〇
大正十五年	一、一三四、四四一・〇〇〇	八二六、六七三・三三〇
昭和元年	一、六九九、二九一・〇八〇	一、六九九、二九一・〇八〇
昭和二年	一、六五一、六〇三・〇〇〇	二、四三一、六〇一・六七〇
昭和三年		

⁴ 第二十四號議案「自大正十四年度至昭和六年度東京市都市計畫事業街路修築費更正繼續年期限及支出方法」

昭和四年度
昭和五年度
昭和六年度
合 計

一、三六〇、〇〇〇・〇〇〇
〇
〇
六、九三八、八七三・〇〇〇
三、七九九、八九五・〇〇〇
二、七三五、〇〇〇・〇〇〇
二、七三九、〇〇〇・〇〇〇
一五、三三五、〇〇〇・〇〇〇

四〇

前記新規事業費目中に街路修築費昭和三年度分七八〇、〇〇〇圓であるは、即ち更正昭和三年度年割額の既定年割額に超過する額である。本事業も本市多年の懸案である山手方面都市計畫事業の一部をなすものであるが、さきの改良下水道費と同様、市債に依るより外當座の財源を有せざることは一考に値する。即ち、本事業の特定財源として豫定し得るは受益者負擔金並に國庫補助金にして、受益者負擔金は既定事業同様とすれば事業費總額の四分の一、國庫補助金も既定事業同様とすれば事業費總額の十二分の一であるが、殘額三分の一は一般市費負擔に俟たなければならず、且つ受益者負擔金並に國庫補助金も、事業に伴ひ速座に期待し得る財源ではないのである。で、勢ひその財源を市債に俟つことになり、新公債都市計畫事業公債の發行計畫を樹てることになつたのであるが、それは歳入の部に於て述べたように、利子負擔を加へて殆ど倍額に近き負擔を増加することになつたのである。

以上の兩繼續費に於て、成程昭和三年度分の既定計畫より増加する額は僅々二、〇八二、六六二圓に過ぎないけれども、向後僅々三箇年乃至四箇年に渡つて約一千萬圓以上（一〇、九四七、一〇五圓）の新負擔を現在の東京市財政に附加することは、理想は兎に角、尠く共財政的見地より見て相當大なる負擔であることはなければならぬ。然かも、その財源を公債に需めることは一見負擔を長期に均分するが如くであるが、その實負擔は殆ど倍加すること前述の如く、都市計畫事業の特定財源たる受益者負擔收入の如きは殆ど利子拂財源と化するのである。

路面改良費一、四一五、〇〇〇圓云ふのは、既定繼續路面改良費が總費額一七、四四〇、七二〇圓、大正十二年度乃至昭和二年度七箇年計畫を以て施行中の處（現下ノ狀勢ニ照シ既定事業計畫ノ外尙急施ヲ要スルモノアルヲ以テ區劃整理地區外未舗裝道路並區劃整理地區内ニテ復興局ニ於テ施行セサル道路中交通上其ノ最急ト認ムルモノヲ併セ三萬八千四百三十五坪（内電氣事業負擔ノモノ三千四十七坪）追加施行せらるることとなつた結果、繼續年を一箇年延長して昭和三年度迄とし、費額一、四一五、〇〇〇圓を新規追加せる結果である。この新規追加事業の計理方法、特定財源は受益者負擔金、電氣軌道事業費負擔額、國庫補助金で、受益者負擔金の豫想は總事業費より電氣軌道事業負擔額を控除したる殘額の五分の一、電氣軌道事業負擔額は軌道敷兩側四尺通の工費として一三九、六〇〇圓、而して國庫補助金の豫想は純工事費より電氣軌道事業負擔額を控除したる殘額の十二分の一であるが故に、その殘額は矢張り一般市費の負擔となり、従つて一般市費負擔には目下その餘裕なく、且つ受益者負擔金、國庫補助金も當座の收入ではないから、この追加事業費の財源も亦市債に需めらるることとなつた。前述せる道路公債の發行計畫これである。これは金額に於ても僅々百萬圓餘であり、且つ昭和三年度限りのものではあるが、矢張り利子の負擔を加へて實負擔は殆ど倍加し、前記二事業計畫と同様に且つ合算して論ぜらるべきものである。

繼續費の今一つの部分市立病院特別病室建設費の更正は、繼續年期は既定の大正十四年度乃至昭和二年度の三箇年計畫から、尙二箇年延期して昭和四年度迄となつたが、單に「事業進捗ノ實績ニ鑑ミ」更正せられたもので總計費は、反つて既定の二、二八〇、〇〇〇圓から二、一八八、三〇九圓に減額せられた。従つて、昭和三年度新規計上額二二四、五一〇圓は新規計畫に基く増加費額ではなくて、實は既往年度豫定費額の繰越額が變形したものに

5 第二十三號議案「自大正十年度至昭和三年度東京市路面改良費更正繼續年期及支出方法」
6 第二十六號議案「自大正十四年度至昭和四年度東京市立病院特別病室建設費更正繼續年期及支出方法」

過ぎない。前記新規事業費目の中に掲げられなかつた所以のものはこれである。従つて、これは特にその計理方法に就ての問題はない。

次は廣義の件費に就て一言しなければならぬ。これに就ては市民の輿論が既に相當の毀譽をなして居るのであるが、先づ賞讃に値する新政策は雇員退職死亡給與金規程設定に伴ふ新計畫の計上二〇六、六二六圓である。「豫算概要」はこれを説明して次の如く言ふ。

「電氣局ヲ除ク市ノ雇員ニ對スル公傷給付及退職又ハ死亡ノ場合ニ於ケル待遇ニ付テハ從來改善ノ必要ヲ認メ鋭意調査中ノ所今回漸ク成案ヲ得タルヲ以テ之カ所要經費ヲ要求シタリ、市財政多端ノ折柄特ニ他ノ都市ニ率先シ而モ將來負擔ノ増加ヲ豫想シ得ヘキ斯種經費ヲ敢テ要求シタル所以ノモノハ蓋シ之ニ依リ雇員ヲシテ生活ノ安定ヲ得セシメ延イテ市政ノ進展上貢獻スル所アルヘキヲ信シタレハナリ」

電氣局所屬の雇員以下の従業員は、大正九年條例第八號「電氣局従業員ノ共済組合ニ關スル條例」に依つて共済組合を組織し、會費給料月額額の百分の二を組合に納付し、市は會費總額の三倍に相當する金額を限度として組合に交付し、組合は組合員に對し、退職給付、特症給付、遺族給付、災厄給付の四給付をなすことになつて居る。

これは彼の大正九年東京市電大ストライキの產物であるが、電氣局を除く他の市雇員に對しては、雇員特別給與金規程（大正二年三月十三日市告示第二十六號）、使丁職工定工夫特別給與金規程（明治四十一年九月十一日市告示第七十號）、雇員以下死亡給與金ニ關スル規定年限ニ達セサルモノ死亡シタル場合手當支給（明治四十三年八月三日市會議決第百三十六號）等があつたのみで、然かもこれらの規定は、所謂退職死亡給與金の給付ミ、傷病死者特別給與金の給付ミを混同したもので、公傷病死に非ざれば退職給與金は勤続十箇年以上、死亡給與金は

雇員にありては勤続二箇年以上、¹² 傭員にありては在職滿十箇年以上（但し「規定ノ年限に達セスト雖モ在職中、勤勞アリト認ムルトキ」は¹³ この限りに非ず云ふ漠然たる緩和方法はあつた）を経なければならなかつた。尤も、これらの規定に依つて雇員は、市吏員若くは電氣局従業員の如く俸給の一部を市若くは共済組合に納付するに必要はなかつたが、市吏員退職料及遺族扶助料條例、市吏員退職死亡給與金條例、市吏員傷病死者特別給與金規程等に依る待遇を享くる吏員に比しては、その生活保證の程度が餘りに薄弱であつたばかりでなく、電氣局従業員に比しても比較にならぬ差異を存して居たのである。然るに、水道事業の發展、都市計畫事業、衛生事業等の發達に伴つて、電氣局以外にも雇員は勿論のこと、就中多數の労働者を雇傭することになつた結果、この從來の不完全不統一な規定を改正して合理的統一な生活保證規定を設けよと云ふ要求は、從來雇員と傭員の側からなされて來た。とりわけ、電氣局従業員以外の市従業員を以て、組織せられて居る東京市従業員組合は熱心にこれが即時實施を要求しつゝあつたので、今尙市民の耳目に新なる昨年九月の保健局清掃課従業員、經理課木造船工場労働者、月島製管工場労働者、土木局道路課従業員等にわたる市従業員の大ストライキは、洲崎埋立地沖に於て清掃課の運搬船が顛覆し、所屬人夫五名が溺死したるに對し、市當局の給付したる死亡給與金の問題に端を發し、罷業團の市當局要求簡條の第二には「特別給付規定實施の件」¹⁴と云ふのがあつた程である。そして、當時の市當局回答には、この點に關しては「目下審議中」と云ふことであつた。¹⁵ この問題は實に中村市長時代からの懸案で、伊澤市長時代水道局従業員爭議の際にも問題となり、當局並に雇員双方にまつても古くからの問題であるが、最近臨時市政審議委員會の如きは、「雇員特別給與に關する規程を改正し又は設定すること」は目下主管課に於て考究中なるが、其の實施の促進を期する必要ありと認む¹⁶と云ふ決議をなし、この規定實施の機運は大いに到

¹² 「雇員特別給與金規程」第五條。 ¹³ 「使丁職工定工夫特別規程」第一條、第六條。

¹⁴ 「雇員以下死亡給與金に關する規定年限に達せざる者死亡した場合手當支給方」。

¹⁵ 本誌第五卷第四號「東京市労働者爭議」（最近都市事情）。

¹⁶ 昭和三年一月七日東京市公報。

⁷ 東京市「昭昭三年度豫算概要」2頁。 ⁸ 共済組合に關する規程第九條。

⁹ 同條例第六條。

¹⁰ 同上規程第十五條。

¹¹ 「雇員特別給與金規程」第四條並に「使丁職工定工夫特別給與金規程」第一條、第五條。

來して居たのである。そして市來市長は之を遂に決行したのである。

即ち、市雇傭員退職死亡給與金規程及び市雇傭員扶助規程が市會に提案せられることとなつたが、市雇傭員退職死亡給與金規程は、雇傭員退職又は死亡の場合市は退職給與金又は死亡給與金を給付することとし、退職給與金は、在職期間六月を超える雇傭員退職したる場合に之を給し、その額は在職年月數に應じ最低日給七分（在職七箇月）より在職十二箇月迄は一箇月を増す毎に一日分を増し、同在職二箇年迄は一箇月を増す毎に二日分を増し、爾後一箇月を増す毎に三日分を増す、死亡給與金は、遺族又は雇傭員の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者に對して

一、在職期間三年以下の場合 給料日額 百百分

二、在職期間三年を超える場合 退職の場合に準じ算定したる退職給與金に相當する額に給料日額三十日分を加算したる額

の死亡給與金を給付する。これがため、市は雇傭員より給料額の百分の一・五以内を納付せしめ、この納付金の二倍に相當する金額を負擔して給與費に充て、殘額は雇傭員退職死亡給與金積立金を設定して之に積立てることとする。この規定實施に依つて雇傭員の納付金負擔は生ずるが、大體の點に於て雇傭員の生活保證に貢獻すること全く從來の比ではない。前記新規費目二〇六、六二六圓云ふのは、この退職給與金昭和三年度分一九〇、二八二圓及び同死亡給與金一六、三四四圓の合計であつて、これは前年度豫算に比し其儘増額となるが、そして將來増加すべき性質のものであるが、社會政策的見地よりして當然歡迎すべき増加豫算である。併しながら、この規定の實施に依つて市内部の勞働問題若くは社會問題が解決されるのではない、こゝは勿論であつて、特にこの規定そのものうちには尙改善を要すべき點ありと考へられる。

¹⁷ 第十九號議案。

¹⁸ 第二十一號議案「雇傭員退職死亡給與金積立金設定の件」。

市雇傭員扶助規程は、雇員及び傭員の公傷病死に對する給付を定めたもので、その種類を療養又は療養費、休業扶助料、傷害扶助料、打切扶助料、遺族扶助料、葬祭料、解雇手当、歸郷旅費の八種として居る。これまた従前の規程たる雇員特別給與金規程若くは使丁職工定工夫特別給與金規程に依る給付よりは著しく改善せられたるものと謂ふことが出来る。但し、本規程に依る給付は公傷病死に因ることを原則とし、健康保險法に依る療養の給付又は療養費の支給、傷病手当金、埋葬料、分娩費の給付は必ずしも公傷病死に起因することゝを要しない。故に本規程は、健康保險法に依る被保險者が同法に依る療養給付、療養費、傷病手当金、埋葬料等の支給を受ける時は、それが公傷病死に原因する場合に雖も、本規程に依る給付をなさざることをして居る。健康保險法に依る給付は概して本規程に依る給付より薄く、然かも健康保險給付は、事業主及び政府の共同負擔はあれど、被保險者も保險料を支拂つて居るのであつて、其限り純然たる恩惠的給付と稱することを得ないから、本規程に依る給付と健康保險給付とを交換することに就ては尙考究の餘地があるであらう。

人件費新規増加の二は、最高市吏員の給料である。即ち市長助役給に於て、從來の五萬九千圓が六萬二千圓に増額せられ——尤もこの増額は昭和二年新市長、助役就任の當初からではあるが——、また財務局長新設による年俸一二、三〇〇圓の増額である。後者は、「本市ノ現状ニ鑑ミ財務局新設ノ必要ヲ認メ局長給ヲ計上セ」るものである。今日の如く東京市財政が膨脹し、また今日の如く東京市の財政多端なる時、從來の狹隘なる財務行政制度を改善して財務局の如き獨立の一局を設くることは或は必要のことはあらうが、兎も角昭和三年度人件費増高の目星しい事實の一つである。

其他の人件費の變動に就ては、「區役所ニ於ケル選舉人名簿ノ調製ハ前年臨時雇テ以テ調査ニ當ラシメタルモ實

¹⁹ 其の各々の給付程度に就ては同規程案（第二十號議案）第四條乃至第十三條參照。

²⁰ 市雇傭員扶助規程案第十四條。

²¹ 但し、健康保險法に依る傷病手当金が本規程に依る休業扶助料額に満たざるときに限る、その差額を支給することになつて居る。

²² 「昭和三年度豫算概要」二頁。

續ニ徴シ之ヲ常置的ノモノトナスノ必要ヲ認め、書記十五名雇六十名ヲ置クコトシタルモ經費ニ於テハ却テ半減スルヲ得タリ、其ノ他區役所常務ノ増加ニ應スル爲新ニ雇三十人ヲ増員シタルヲ重ナルモノトス、其他事務ノ増減ニ伴ヒ多少ノ異動アリタルモ大體ニ於テハ現狀ヲ維持スルニ止メタリ²³」ミ「豫算概要」は記して居る。

次に問題となるものは、市會議員費用辨償額の増額七〇、四〇〇圓である。即ち現行の一人年額一千二百圓より二千圓に引上げられたのであるが、「豫算概要」は、「市會議員ノ費用辨償額ハ大正十四年度ヨリ幾分増額セラレタルモ尙低キニ失スルモノト認め云々²⁴」ミ云つて居るのみである。この問題に就ては衆知の如く各方面から猛烈なる反對運動が起つた。本所區民大會の反對を始め、社會民衆黨は、「我等は市會議員の歳費値上に絶対に反對し市長の醜惡なる態度に不信任を表す²⁵」る旨の聲明書を發表し、市從業員も對市從業員協議會の名に於て、「市會議員の歳費七割を増額せんとするが如きは二百萬市民を無視し、市從業員を顧みず、彼等市會議員の私腹を肥さんとする甚しき暴舉である。我等三萬の全市從業員は斯の如き暴舉に對して斷乎ミして反對²⁶」する決議文を市長並に市會議長に手交した。

理論的に、市會議員に歳費を支拂ふべきや否や云ふ問題を考究することは興味ある一つの問題であらう²⁷。併しながら、今問題となつて居る東京市會議員の歳費八百圓値上問題に就て、若しも「市會議員に歳費を給しなれば、得て市政を腐敗に導くものである」ミ云ふ抽象的一般的理由よりして、今回の八百圓値上を肯定せんとする者があるならば、それは決して正しい答辯ではない。何故なら、市會議員に歳費を給することそれ自身が問題なのではなくて、東京市財政の現状を以てして特に此際議員一人當八百圓、總額七萬四百圓の歳費値上をなす必要ありや否やが問題なのである。況んや、市民との關係に於て、我國都市中最惡の狀態に置かれて居るこは

れる東京市會議員に對するものであるだけ、理事者にしても市會議員諸氏にしても最もデリケートなる考慮を要する問題であらうが、幸にして市會はこの増額を否決し、東京市會としては珍らしく一般の喝采を博した。併し一度び播かれたる種子は果たして芽を出さずに済むであらうか。將來を注目したい。

×各國並に我が國六大都市の市會議員歳費に關する調査は本誌前號都市事情欄に掲載せられて居るから、就て見られんことを希望する。東京市の現行一千二百圓は、アメリカの諸都市に比すれば少額であるが、イギリス、ドイツ等の如く原則として無給なるところもあり、且つ我國六大都市のそれに比すれば最高額で、他の五大都市のそれは東京市の半額乃至はそれ以下に過ぎないのである。

人件費ではないが、市會議長用自動車購入並運轉費新規増一一、一四六圓も、同様の理由から相當市民の反對して居るもので、我々も亦これを緊急止むを得ざる費額と認むることを得ず、「緊急豫算」の名に恥ぢるものと言はざるを得ない。

其他、市廳舎建設調査費（六一、五〇〇圓）、京橋商業學校設計費（八、四三八圓）の新規増加は、「市廳舎ノ建設、京橋商業學校ノ建設ノ如キモ現狀ニ鑑ミ必要止ムヲ得サルモノト認ムルモ尙財源其ノ他考量ヲ要スルモノアルヲ以テ不取敢調査設計費ヲ計上スルコトニシ²⁸」たものである。市廳舎建設費だけでも、御大典記念事業として前理事者の昭和三年度豫算には四箇年繼續總經費一千二百萬圓が計上せらるゝ計畫であつたから、この調査設計費の計上は金額こそ少いが、其後の追加豫算若くは昭和四年度以降の豫算に於て巨額の計費の増額さるゝことを約束するものである。

其他の新規費目に就ては別に論及する必要を認めぬ。

²³ 「豫算概要」3頁。

²⁴ 同上2頁。 ²⁵ 同上2頁。 ²⁶ 昭和三年二月二十九日時事新報。

²⁷ 昭和三年二月二十九日東京日日新聞。

²⁸ W.B. Mauro; Municipal Government and Administration, Vol. 1. p. 361.

最後に市債費に就て一言する。昭和三年度普通會計所屬市債費は、三、八一八、二六圓で、前年度豫算に比し一、〇四七、七六六圓の増額である。然かも、震災應急施設費預金部借入金四、四二四、一〇〇圓の償還年限は昭和三年度であるにも拘らず、「財政ノ都合ハ到底償還困難ナルヲ以テ」この償還額は右の市債費に加へられて居ない故に、若し既定計畫通りこの償還額をも計上するならば、昭和三年市債費は驚くべき巨額になるのであるが、財政困難を理由として政府に對し償還延期を申請し、昭和四年度以降三十箇年間に元利均等償還の方法に依り償還せんとする計畫のものゝ如くである。併しながら、昭和三年度市債費負擔は、右の如き應急對策を講ずることが出来たが、昭和四年度以降は、既定計畫に依れば、震災關係市債の利子免除又は利子補給が打切られて愈々元利償還をなさなければならぬ。而して、其額は約一千四百萬圓（昭和四年度一三、一一八、七六〇圓、同五年度一三、八三九、三一〇圓）の巨額に上るのである。これに就き、傳へらるゝ所に依れば、借入元金は復興本建築猶豫期間中之を据置くと共に、其償還年限を相當延長し、尙利子免除又は補給の道を講ぜられんことを政府に申請する由であるが、兎に角昭和四年度以降の市債費負擔に就ては慎重なる對策を考究する必要がある。

× × × × × × × ×

之を要するに、昭和三年度普通會計歳出豫算は、前年度に比し二千六百餘萬圓を減じた大「緊縮豫算」であるが、その大部分は、緊縮主義に基いて特に節約削減せられたものではなくて、寧ろ既定計畫に基く年割額の豫定の減少である。然かも新規政策に基く新規費目の中には、雇員退職死亡給與金の新設の如く社會政策的見地より見て賛すべきものあるにも拘らず、また市會議員費用辯償額の増額、市會議長自動車購入運轉費、「緊縮豫算」

の精神から言ふも、將又市下級從業員並に一般市民に對する關係から言ふも——即ち物的にも精神的にも此際特に計上しなければならぬこの疑はしきものがあるのである。

三 昭和三年度特別會計歳入歳出豫算

以上は、昭和三年度普通會計歳入歳出豫算に就てであるが、以下特別會計の主なるもの——電氣軌道事業費經濟、電氣供給事業費經濟、乗合自動車事業費經濟、及び水道經濟に就て、簡單なる一瞥を試みることにする。

A 電氣軌道事業費經濟

東京市電氣軌道事業費經濟昭和三年度豫算は、歳入出各四千七百九十四萬圓、前年度に比し約三百餘萬圓を減じて居る。即ち、左の如し。

科 目	昭和三年度豫算額	前年度豫算額	比 較	
			増	減
歳入	二九、一八七、六七九	二九、七一一、五三四		五二三、八五五
使用料	一三、九〇〇、〇〇〇	一七、六〇〇、〇〇〇		三、七〇〇、〇〇〇
市債	四、八五二、六五五	三、九六四、五六七	八八八、〇九八	
其他收入	四七、九四〇、三四四	五一、二七六、一〇一		三、三三五、七五七
計				

²⁹「東京市普通經濟昭和三年度以降收支概計」16頁。

³⁰「復興復舊事業等に關する意見書原案」(昭和三年三月二十八日時事新報夕刊所載)。

歳出	經常部	普通臨時部	内、市債費	繼續費	臨時部計	歳出合計
二二、四〇、九五〇	一一、一九九、三九四	九、二〇九、四三四	一四、五〇〇、〇〇〇	二五、六九九、三九四	四七、九四〇、三四四	
二二、四〇四、七八七	一一、〇〇七、四〇七	九、八六四、一〇四	一七、六〇〇、〇〇〇	二八、六〇七、四〇七	五一、〇一二、一九四	
一六三、八三七	一九一、九八七	六五四、六七〇	三、一〇〇、〇〇〇	二、九〇八、〇一三	三、〇七一、八五〇	

即ち本經濟の殆ど大部分の財源をなす使用料(電車乗車料)は、昨年度に比し五十二萬餘圓の減收見込である。これ所謂最近に於ける乗車料收入減の問題であつて、これを大正十三年度以來の狀態に徴するも、大正十三年度は豫算に比し收入實績は約五十萬圓の不足、同十四年度は實に四百三十八萬圓の不足、同十五年度も亦四百八十八萬圓の不足である。而して昭和二年度豫算はこれら實績を基礎とし、十四年度豫算の三千五百萬圓、同十五年度三千三百萬圓に比し二千九百三十七萬圓を計上せるに過ぎなかつたが、その實績は尙七十萬圓の收入不足を見んごする狀態である。

この乗車料收入漸減の傾向は、震災後に於ける市内戸口の減少、一般經濟界の不況等に因るに共に、省線電車並乗合自動車等の高速度交通機關の發達に因るものであるが、電氣軌道事業費財政に限りては全く死活の大問題でなければならぬ。このために、電氣軌道事業費經濟は、大正十四年度以來緊縮節約の餘儀なき狀態にあつたのであるが、昭和三年度豫算も亦「極度ノ節減ヲ圖リ辛ウシテ收支ノ調節ヲ計」るの他はなかつたのである。

即ち、昭和三年度豫算は、「市内新線三ヶ所郊外新線二ヶ所ノ開通ヲ豫定セリト雖モ最近ノ實狀ヲ基礎トスルニ於テハ乗車人員延四億四千八百五十萬人乗車料二千九百十二萬五千餘圓ヲ計上スルノ外ナク前年度ニ比シ人員三百十萬人料金四十三萬六千圓ヲ減少スルノ止ムナキニ至レリ、從テ歳出ニ於テハ一般經營費ニ一段ノ緊縮ヲ加ヘタルノ外増收ヲ期シ得ヘキ新線ノ敷設等ニ付既定ノ方針ヲ踏襲セルモ復興事業ニ關聯スル軌道ノ移設、其ノ他諸設備ノ改良等ニ付テハ能フ限り事業繰延ノ方針ヲ執リ現ニ第二次復興費ノ如キ總額三千七百萬圓ヲ二千九百萬圓ニ減少シ且施行年度ヲ二ヶ年延長スル等ノ方法ヲ講シテ市債ノ増加ヲ避ケ其ノ償還ノ確實ヲ期」して居る。

このようにして、昭和三年度電氣軌道事業費經濟豫算は非常な苦境にありながら、辛うじて收支の調節を圖るこゝが出来たが、例へば減損補填金(歳出經常部第九款第一項)の九十五萬圓、維持費(歳出經常部第四款)の四百十萬圓等決して満足すべき充分な額と稱するこゝを得ない。併しすべては乗車料の收入にかゝつて居る。震災前迄擁して居た千數百萬圓の積立金も、震災應急施設のために、今は殆ど消盡した。

然るに、その乗車料收入が今や減收問題に當面して居るのである。而して、乗車料の減收は、右の如く、固定資本の銷却(減損補填)費、維持費等に影響して電車事業財政を直接に脅威するばかりでなく、また現在の電車事業財政が特許命令若くは電氣事業會計條例に依つて、利益金の一部の市經濟繰入、軌道敷設のために必要を生ずる道路の開設擴張維持並にその修繕及び撤水除雪費、軌道内及軌道外左右各二尺(實際のこゝろ四尺)の鋪裝費等を負擔して居る關係上、一般市財政にこつても少からぬ影響を與へるものである。

電車乗車料減收に伴ふ電車事業財政の苦境は、料金を値上げするか、でなければ經營費を出来るだけ緊縮節約し、改良擴張を當分手控へて財政の膨脹を出来るだけ防ぐかするにあらざれば、之を切抜けるこゝが出来ないで

32 第四十六號議案「自大正十五昭和元年度至昭和七年度東京市電氣軌道事業第二次復興費更正繼續年報及支出方法」參照。

あらう。而して、昭和三年度豫算は、從來と同様、この後者の方法に據つたのであるが、傳へらるゝ所に依れば當局者は更に目下乗車料金値上に就て考究中なる由である。併し、乗車料金の値上は、直接に市民負擔増加の問題を伴ふが故に、輕々に實行することは困難である。然かも過去私營時代以來の電車賃の歴史を顧みる時には、この問題が單なる理論以上の困難を伴ふ性質のものなることを訓へて居るのである。

經營費の緊縮節約は、如何なる場合でも守られねばならぬ一般企業上の原則ではあるが、それが人件費の部分に於て大規模に行はれる場合には多數の従業員の失業、勞働條件の低下を將來することとなり、勞働爭議の危機を孕む。また、他の部分——例へば減損補填費、改良維持費等が切詰められることになれば、企業的全財産の價值を低下せしめることとなり、危険なレールや、ガタ／＼の車臺で我慢して行くことになれば益々乗客を失ふことになつて、結局減収問題に輪をかける惧れなしでない。新規改良擴張の手控への如きも同様である。そればかりでなく、減損補填費や改良維持費や新設擴張費が減ぜられること云ふことは、それだけ全體として質の低下したサービスを提供することとなり、實質的には料金を値上げたのと同じ結果になる譯である。

以上は勿論極端なる場合に就てあるが、昭和三年度豫算案は多少ともその傾向を藏して居るのである。例へば運轉手の減員、成年車掌を減員して補助車掌を採用すること、信號手を減員して補助信號手を増員すること等に於て、また前述せるが如く減損補填費の依然として少額に過ぎぬこと(前年度に比し多少の増額はあつたが)、維持費の減少せること、復興費の減額繰延せられたること等に於て、而して最後に電車料金値上實現近しとの風説に於て。

乗車料金問題に就て尙一言附加し度きは、料金の値上が若し實現せられた場合その値上や、また前述せる如きサ

ービスの質の低下に依る實質的な料金値上やを、實際負擔する所の市民は誰か、云ふ問題である。市電の減収が省電、乗合自動車、圓タク其他の交通機關に乗客を吸収せられた結果であることすれば、これら他の交通機關に轉ずることを得ない所の残された市電利用者が、右の負擔を實際負担して居るのであつて、その負擔の重さは市電乗客が減少して行けば行く程、反比例に愈々増大する性質のものである。この止むを得ずして市電を利用して居る人達は、勿論地理的條件に因る者が最も多いであらうが、また其他の交通機關が概ね市電に比して高價なることを思へば、よし地理的條件から見ても其他の交通機關を利用し得るにも拘らず、經濟上の必要から、最も廉價な市電を利用することを得なくされて居る者も相當に多いことであらう。果して然らば、市電減収の對策を講ずるに當つて、特に所謂無産市民の負擔増加云ふことに考慮を拂ふ必要があるであらう。

最後に一部の人は、今日の市電減収の問題に當面して、「路面電車行詰論」を稱へ、早くも前途を悲觀して居るが、尠く共今日に於て、市電は、その相對的乗客數を減少こそしつゝあるが、絕對數に於ては尙矢張り何れの交通機關乗客よりも多數であつて、即ち今日の所最大の輸送能力に任じて居るのは依然として市電であり、市電が依然として市民就中無産無産市民にまつて最も重要な交通機關たることは否定せらるべくもない。

×例へば、計數は少し古いが次の比較表を見よ。

大東京交通機關別乗客累年比較

年 度	市 電	省 電	乗 合 自 動 車	郊 外 電 鐵
大 正 八 年	三九五、一九九、五三七	六〇、三六二、三九四	二、七二七、五六三	四三、五二五、九五七

同 九 年	四〇〇、六三六、〇三五	七九、六二六、四二〇	八、三五二、一七二	五二、四五三、六九六
同 十 年	四四八、四〇八、〇八七	九六、九八五、三三九	八、五四五、三六九	六〇、〇五九、九六〇
同 十 一 年	四七九、七〇二、二二四	一六、七七一、〇九〇	一〇、九四九、四五五	八二、八四八、六五五
同 十 二 年	三八五、〇一〇、四二五	一四三、一四九、二八六	一三、三五一、三七八	一〇二、七七三、八三三
同 十 三 年	四八三、三三三、五六六	一六九、〇四八、〇八六	二九、〇三九、一〇〇	一四八、八三〇、〇三五
同 十 四 年	四六一、三四五、九三七	一八七、九〇九、一四五	三七、六一四、六九三	一六〇、五〇一、一三七

〔備考〕 1 市電の大正十二年及び十三年は、震災に依る暫定料金制即ち運轉系統單位の料金制を含んで居る故に、之に適當の系数を乗じて、推計人員を算出したるもの。

2 省電及び郊外電鐵乗車人員も、大東京區域内の乗客數のみを算出するために適當の系数を乗じて推計したるものである。

3 乗合自動車乗車人員は、區域制料金に基く延區人數に適當の系数を乗じて推計したるもの。

また、一部の人は、路面電車の廢止説には反對するが、路面電車、乗合自動車、高速鐵道の夫々の職能の分化を説いて居る。——高速鐵道は都心と郊外の遠距離輸送機關として、路面電車は市内の短距離輸送機關として、乗合自動車は兩者の補助機關として、云ふ風に。これは都市の交通政策上理論的にも技術的にも誠に正しい主張である。東京市の電車料收入の減少は、路面電車が行詰つたからではなくて、當初路面電車のかかる特殊の分野を考へないで、また考へることも出来ないで、すべての機能をゴツチャにした上で、乗車人員を想定し、乗車料を想定し、従つて財政計畫を樹てたところが、最近に至つて高速鐵道や乗合自動車が発達して來た爲に、次第に「萬屋」としての顧客を失つて來た結果である云ふことが出来る。故に、店は小さくなつても、一種の商品に專門に商ふことになれば、一定の顧客を確實に維持して行けるのであつて、何も根柢から行詰つたのではな

いふことが出来る。併し、現在東京市に於ける交通機關の發達狀態から云へば、市電は未だ市内短距離輸送機關としての分野にのみ専門に赴くことは出来ない狀態にある。然かも前述したように、市電の料金の低廉なことが、また市電のこの専門的分化を事實上著しく妨げて居るのである。このことは、市電料金を均一制にするか、區域制にするかの問題とも關聯するが、右のような事情を考へる場合には、市電の分化論も、現在の瞬間の實際的問題としては、社會政策上又住宅政策上大いに考慮の餘地があるを考へらる。

要するに、市電減收の問題は、電氣軌道事業費經濟の將來のためにも、また市民のためにも、各方面から慎重に攻究せられなければならない問題であつて、昭和三年度中には或は乗車料値上の斷行を見るかも知れぬ故に、特に附言する次第である。³⁴

B 電氣供給事業費經濟

電氣供給事業費經濟昭和三年度豫算は、歳入歳出各々一二、二五六、一一三圓、前年度に比し歳入歳出各々七三二、〇四七圓の増加である。その概略左の如し。

科 目	昭和三年度豫算額	前 年 度 豫 算 額	比 較	の 差
歳 入	四	四	増	減
使用料並手数料	七、五七五、〇七八	七、〇一〇、〇四九	五五五、〇二九	
市 債	二、四四九、〇〇〇	一	二、四四九、〇〇〇	

³⁴ 東京市電氣車道事業財政に就いては、「都市問題」第五卷第三號、田川大吉郎氏「東京市の電氣事業に就て」同第四號荒木孟氏「東京市の電氣事業に就て田川氏に答ふ」の兩論争及び同第三號第一號豐浦與七「東京市電氣事業の財政に就て」参照。
³⁶ 尚電車賃の値上問題に關しては本號前掲の田川大吉郎氏論文及び都市事情欄記事参照。

其他收入	計	歳出	經常部	普通臨時部	内：市債費	繰出費	臨時部計	歳出合計
11,111,035	11,111,035	6,183,971	5,785,911	2,581,587	1,762,333	3,156,208	5,737,795	11,111,035
4,513,657	4,513,657	2,581,587	1,928,101	383,792	334,347	731,407	1,151,370	4,513,657
11,218,622	11,218,622	398,060	49,445					11,218,622

即ち、電気供給事業費經濟の方は、使用料も増収が見込まれて居り、新擴張計畫を樹立せられ、従つて豫算も縮少豫算でなく幾分の増加を來して居る。本市電気供給事業は、大正十三年度以來所謂百萬燈計畫を施行しつつあつたが、昭和二年度を以て完成し、現在電燈約百一萬燈、動力約二萬八千九百キロに達して豫期以上の成績を収め得たるのみならず、毎年電燈四、五萬燈、動力四、五千キロを増加する趨勢に在る故に、軌道事業に比して著しく好望の状態に在りと言ふことが出来る。

新規擴張計畫云ふは、昭和三年度以降三箇年に亘り電燈十五萬燈、動力一萬四千七百キロ増加の設備を完成するため、繼續東京市電気供給事業費として總額八百七萬圓を計上せるものであつて、その昭和三年度年割支出額は二百八十萬圓である。但し、此の總費額八百七萬圓の内、三十五萬一千圓は繼續電気供給事業費中の竣工未

了部分を新計畫中に併せ處理せるもので、従つて殘額七、七一九、〇〇〇圓が新計畫に屬するものであるが、この財源は之を公債に需める計畫で、第八回電気事業公債條例設定案が同時に提案せられた。

この擴張計畫は、「近時ニ於ケル電燈電力ノ需用増進ノ趨勢ニ鑑ミ……一般ノ需用ニ應セムトスルモノ」であつて、之に伴ふ事業収入の増加も豫想せられるものであるから、従つてその財源計理のための公債計畫も、普通會計に於ける同様の警戒を以て見る必要はないが、その利廻の豫計は六分六厘六毛に當つて居るのは、よし長期債であることは云へ、尙一考を要するのではあるまいか。因に本公債の諸條件を摘記すれば、券面八百三十萬圓以内、手取七百七十一萬九千圓以内、利率年百分の六以内、昭和三年度以降三年内に必要に應じ之を募集し、發行價格は券面百圓に付九十三圓以上、償還は昭和八年度以降昭和三十九年度迄である。

電気供給事業費經濟の方は、右の如く、軌道事業費經濟よりは良好の状態に在るが、併しながら、震災の打撃財界の不況等に因る創痕は尙未だ恢復せず、決して好調の域に達せるものと言ふことは出来ない。減損補填積立金の二十五萬圓（前年度より五萬圓減）も決して充分なものとは考へられないし、また從來の市會に於て再々決議希望せられたる電力、電燈使用者に對する料金の引下、電力自給策等は今尙昭和三年度豫算に於ては之が實現を見得なかつたのを悲しむ。即ち、例へば昭和二年度電気供給事業費歳入出豫算を議決するに當つて、市會は左の如き「希望」條件を附して居る。

一、電力五十馬力以上ノ需要者ニ對シテハ其ノ料金輕減セラルヘキモ小馬力需要者ニ對シ輕減ノ跡ナキハ甚タ遺憾トス。仍テ理事者ハ曩ニ市會ノ決議シタル趣旨ヲ體シ、電力、電燈使用者ニ對シ料金引下ニ努力セラルムコトヲ望ム

第五十號議案「自昭和三年度至昭和五年度東京市電気供給事業費繼續年及支出方法」

第五十一號議案「東京市第八回電気事業公債條例設定の件」

第五十號議案說明

第八回電気事業公債條例案、以下同じ。

昭和二年三月二十五日第四十一號市會決議（昭和二年市會決議錄第一卷 331 T.）

一、電力自給策ハ本市電氣事業經營上洵に喫緊ノコトニ屬ス。理事者ハ該目的達成ノ爲ニ深甚ナル考慮ヲ拂ヒ速ニ之カ根本的解決ヲ樹立セラレンコトヲ望ム

電燈、電力使用料の引下に關しては、昨年四月東京電燈株式會社ニ繼續締結せられた「電氣供給區域及料金其ノ他ノ供給條件ニ關スル契約」に於て、向後十年「電氣供給ニ關スル料金其他ノ條件ヲ總テ同一ナラシムル」義務を負ひ、料金決定には双方の協定を要するから、従つて電力、電燈料金の引下は、東京電燈株式會社との關係に於て、自由に之を行ふことは困難である。併しながら、九十萬乃至百萬圓の報償金を納付し、年九分の配當を行つて居る東京電燈株式會社の料金其他供給條件ミ、市營の料金其他供給條件ミが同一である云ふことは、些か考慮に値する點はないであらうか。

現行電氣事業法は、その制定の際料金の認可制ミ届出制に就き兩様の意見があつたが、結局認可制は採用せられず、電氣供給規程届出規則に依り電氣事業者は料金を届出さへすればよいこととなつた。従つて、現在の法令に依つて電氣料金を十分に監督することは頗る困難な事情にある故、報償契約に依る統制が極めて重要となつて來るのである。「然るに、我國の報償契約は所謂報償を中心として料金監督の問題を深く考慮して居ない」のであるが、東京市ミ東京電燈株式會社との關係を規定する報償契約に至つては料金に關しては何等の規定がない。料金に關しては、單に同業者ミして市及び東京電燈會社の間に所謂「電協定」——前述の「電氣供給區域及料金其他ノ供給條件ニ關スル契約」——が取交はされて居るに過ぎないのであつて、自治體ミ公益事業會社ミの報償契約に依る統制關係の下にはおかれて居ないのである。これらの根本的諸點に就き一層の考究を費して、以て電燈、電力料金の一日も早く低下せんことを望むものである。

C 乗合自動車事業費經濟

昭和三年度乗合自動車事業費經濟豫算は、歳入歳出各々五、六〇五、〇六六圓、前年度に比し歳入八二八、二二〇圓、歳出九六五、七一一圓の増額である。その概略左の如し。

科 目	昭和三年度豫算額	前年度豫算額	比 較	の 差
歳 入			増	減
使用料	四、二三七、八七八	三、一一三、九九五	一、〇二三、八八三	1,000,000
市 價	一、三六七、一八八	五六一、八六一	八〇四、三二七	
其他收入	五、六〇五、〇六六	四、七七六、八五六	八二八、二一〇	
計				
歳 出				
經常部	三、九八七、一五七	三、〇四九、五〇八	九三七、六四九	
普通臨時部	一、一五一、一〇九	五八九、八四八	五六一、二六一	
内、市價費	二九六、一五九	一六九、三四八	一二六、八一一	
繼續費	四六六、八〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	五三三、二〇〇
臨時部計	一、六一七、九〇九	一、五八九、八四八	二八、〇六一	
歳出合計	五、六〇五、〇六六	四、六三九、三五六	九六五、七一一	

40 「電氣供給區域及料金其の他の供給條件に關する契約」第二十七條（昭和二年四月十八日第九十三號市會議決）

41 同上契約第二十條。

42 小倉庫次「我國主要都市に於ける電氣事業報償契約」（「都市問題」第五卷第五號）

即ち、本豫算も亦積極豫算であつて、普通經濟及び電車經濟に比し全く趣を異にして居る。使用料は新線開通の分も加へて、約百萬圓（三割）の増収見込であつて、業績益と順調である。従つて、昭和三年度豫算に於ては「更ニ新線路十五哩ノ開通ヲ豫定シ之カ爲ニ要スルモノ及舊線ニ増配スルモノヲ併セ車輛百五十輛ヲ購入シ之ニ附帶スル設備ヲ行ハント」⁴³して居るが、「其ノ財源ハカメテ公債ノ發行ヲ制スル趣旨ニ於テ凡テ積立金並剩餘金ヲ以テ之ヲ支辨セムトスル計畫ヲ樹立シ、一層事業ヲ擴充スルト共ニ其ノ財政狀態ヲ安固ナラシメムト」して居るのと同感である。即ち、繼續東京市乗合自動車事業建設費は、大正十四年度乃至昭和二年度の三箇年計畫、總費額二、八七〇、七八〇圓を以て施行中の處、「事業遂行ノ實績ニ鑑ミ急ヲ要スル車輛ノ充足ヲ計リ且用地買収遅延ノ爲建物ノ建築完了ニ至ラサルモノアルヲ以テ」⁴⁴總費額を按配して二、六二四、九三八圓とし、且つ繼續年を一箇年延長して昭和三年度迄とし、昭和三年度に四六六、八〇〇圓を計上したが、之には既定事業の殘部たる建物の一部の新設費の他、新に自動車購入費並に附帶設備費を計上した。而して、この財源は前年度繰越金に需め、また別に歳出臨時部第二款「建設費」に於て計上せる自動車新購入費は、乗合自動車準備積立金よりの繰入に需め、何れも市債に需むることをしなかつたのである。昭和三年度乗合自動車事業費經濟が、相當の新規擴張費を計上して居るにも拘らず、市債收入を豫計して居ないのは之が爲めであつて、減損補填積立金の四十五萬圓（前年度に比し十二萬圓増）計上と共に、餘裕ある財政云ふことが出来る。

D 水道事業費經濟

水道事業費經濟昭和三年度豫算は、歳入二二、〇四七、三二五圓、歳出二二、〇二四、二九一圓で、前年度に比し

歳入一、八三二、一五一圓、歳出一、八〇九、一一七圓の増額である。その内譯左の如し。

科 目	昭和三年度豫算額	前年度豫算額	此 較	
			増	減
歳 入				
使用料並手数料	六、八四四、一六六	六、二六七、〇〇〇	五七七、一六六	
市 債	七、〇四〇、〇〇〇	七、〇九四、七五〇		五四、七五〇
其他 收入	八、一六三、一五九	六、八五三、四二四	一、三〇九、七三五	
計	二二、〇四七、三二五	二〇、二一五、一七四	一、八三二、一五一	
歳 出				
經 常 部	六、八三一、八四〇	三、〇七七、一七三	三、七五四、六六七	
普通臨時部	四、九三九、四五一	六、七六四、〇〇一		一、八二四、五五〇
繼 續 費	一〇、一五三、〇〇〇	一〇、三七四、〇〇〇		二二、〇〇〇
臨時部計	一五、一九二、四五二	一七、一三八、〇〇一		一、九四五、五五〇
歳出合計	二二、〇二四、二九一	二〇、二一五、一七四	一、八〇九、一一七	

即ち、約百八十萬圓の増額豫算であるが、大體に於て大正十五年市會議決の鐵管工事及第二期擴張工事の財源を市債に需め、料金を改正値上げする計畫を基礎として編成せられて居る。

繼續費のうち、水道復興費は、大正十二年度乃至昭和二年度五箇年計畫を以て施行中のところ、「復舊工事ノ内

⁴³「豫算概要」26頁。

⁴⁴第五十三號議案「自大正十四年度至昭和三年度東京市乗合自動車事業更正繼續年及支出方法」

豫定通竣成シ得サルモノアルト將來ノ擴張計畫ニ屬スル境淨水場濾過池ヲ尙一箇速成ノ必要アルトニ依リ」繼續年期を一箇年延期して昭和三年度迄ミせられたのであるが、總費額は矢張り百萬圓で増減なかつた。それはよいとしても、第四十三號議案に於て、右水道復興費昭和三年度支出額中第二項水道擴張工事速成費に對し、第一項水道設備復舊費より金二十萬六千圓を限度ミシ流用し得る承諾を求めて居るが、該「説明」には「水道擴張工事速成費ニ於テ豫算不足を告クル見込ニ付」ミ言つて居るのはどう云ふ譯であるか。

尙、第二期水道擴張工事起債の件は、未だに主務官廳の認可を得ない状態にあるが、これは一日も早く認可を得べく努力すべきであらう。

E 其他特別會計

以上の他、東京市特別會計ミしては左の十四經濟があるが、その昭和三年度歳入歳出豫算總計及び前年度豫算に對する増減額は左の如くである。⁴⁵

	昭和三年度豫算	前年度豫算	増減(△)
公衆食堂費	四七七、四四六 ^円	五五八、七二四 ^円	△ 八一、二七八 ^円
質屋費	六七四、〇〇〇	八五八、〇八六	△ 一八四、〇八六
勞働賃金立替及就職旅費貸付資金	一、三二五、四二四	一、三二一、四三五	△ 三、九八九
公債償還金	三三〇、〇二五、六二四	五四、五七二、七〇一	△ 二一、五四七、〇七八
職員貸付金	三三六、六三六	三三〇、五六二	△ 六、〇七四

⁴⁵ 第四十號議案「自大正十二年度至昭和三年度東京市水道復興費更正總額年期及支出方法」

⁴⁶ 第四十三號議案「豫算流用の件」尙、第一項水道設備復舊費 123,000圓、第二項水道擴張工事速成費 127,000圓。

⁴⁷ 左表のうち 公衆食堂費、質屋費、勞働賃金立替並就職旅費貸付資金、職員貸付資金、用品及工場、復興建築貸付資金、電氣事業工場勘定及貯藏物品費の各經濟歳入出豫算は、市參事會議決に委任されて居る。

即ち、總額に於て相當の減額を見た次第であるが、右の減額の大部分は、昨年度豫算に於て公債の借換額以外に多かりしに反して、昭和三年度豫算に於てはその割合に少額なるに因る。即ち左の如し。

	昭和三年度豫算	前年度豫算	増減(△)
火災共濟金	一、〇一七、五三九	八五一、一六七	△ 一六六、三七二
用品及工場	六、九六六、二二二	七、九三五、八〇九	△ 九六九、五九七
復興建築貸付資金	八〇八、六四三	五、〇〇九、七一	△ 四、二〇一、〇六八
土地區劃整理清算金	四、七五三、四七七	一〇、一九五、六七九	△ 五、四四二、二〇二
養育院	七二〇、五〇二	八二七、九〇二	△ 一一七、三八二
高速鐵道事業費	一五、五八七、一二五	二一、八八五、一七五	△ 二、七〇一、九五〇
電氣研究所費	二五七、四七六	二二四、八九四	△ 三三、五八二
電氣事業減債金	三七、〇七二、四六四	六八、一六三、三三九	△ 三一、〇九〇、八七五
電氣事業工場勘定及貯藏物品費	八、九〇〇、〇〇〇	一〇、〇三一、〇〇〇	△ 一、一三一、〇〇〇
合計	一一一、九〇二、五六八	一七三、七五六、一八五	△ 六一、八五三、六一七

	昭和三年度豫算	前年度豫算	減
公債償還金經濟歳入	一五、九九九、九三〇 ^円	三六、七八九、八六〇 ^円	二〇、七八九、九三〇 ^円
第四四號議案「市經濟歳入」	二四、九五〇、〇〇〇	五五、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇五〇、〇〇〇
電氣事業減債金經濟歳入	四〇、九四九、九三〇	九一、七八九、八六〇	五〇、八三九、九三〇
合計			

(歳出の部に於ては、右對應額が同様に減額となる)

四 括 説

以上、之を要するに、東京市昭和三年度豫算案は、まさに市來市長の言の如く、「暫定的な豫算」に過ぎなかつた。就任間もなき市長としては、或は止むを得なかつたことであらう。此點は、深く新市長に同情しなければならぬが、併しながら、翻つて東京市財政の現状及將來を惟ふ時、一日も早く、根本的財政計畫の基礎の上に編成せられた暫定的ならざる「豫算案」を得んことを欲する者敢て我々のみではあるまい。財政的手腕の期待せられて居る市長だけに敢て期待する所以である。

(三、三、三〇)



昭和三年七月十四日印刷
昭和三年七月十七日發行

都市問題パンフレット第二號
定價二十錢

編輯兼
發行者

財団法人
東京市政調査會

東京市京橋區築地三丁目十五番地

印刷者

北村恒次

發行所

財団法人

東京市政調査會

東京市豊町區有樂町一ノ一
振替口座東京七一六〇九番

刷印所刷印屋中

OGZ

7 5